

御意見に対する県の考え方について

「意見の反映の区分」
 A：意見を反映し、案を修正する B：既に案で対応が済んでいる
 C：案の修正はしないが、実施段階で参考としていく D：意見を反映できなかった E：その他

NO	ページ	章	項目	意見・提案	意見数	県の考え方	反映状況
1		全般		計画全体が文字や図は全て、書き込んでありますが、これでは県民の皆さまには分かりにくいいため、さらに絵や写真に加え、分かりやすい図を入れた方がいいのではないか。	1	計画を印刷する段階で絵や写真、図を挿入し、わかりやすい表現になるよう工夫します。	A
2		全般		本環境基本計画案個々の施策はいずれも重要であり、実行すべきであることは、異論はなく、地球温暖化が全世界的に課題となっているのであるから、この問題を最優先にして施策を進めることである。 温暖化の要因であるCO2等の排出削減とその吸収源である森林等の保護等及び環境科学技術を最大限活用して地球温暖化を防止することが求められていることを我々は肝に銘じなければならない岐路にあることを認識しなければならないと思う。 我々大人たちは、次世代の子ども達のためにも住みよい地球を引き続く責任を自覚して、地球温暖化防止、防止ができないのであれば気温上昇幅を少なく抑えるために行動しなければならない。 この点についての、県当局がこれまで県民に対して広報などを通じて周知及び啓発を実施してきた効果に期待する。	1	引き続き普及啓発に努めていきます。	B
3		全般		はじめに全体の構成について 第1章と第2章の関連が説明されていないし、埼玉県環境基本条例に定める環境基本計画に記載すべき内容となっていないのではないか。 第2章の本県を取り巻く状況が記載されているが、第3章、4章に記載されてくる項目とリンクした項目を記載すべき。 第2章の記載項目中どの項目が本県にとって改善する必要がある項目なのかを明確にする必要がある。 また、2章の改善の必要があるからこそ第3章の長期的な目標を定めるのではないかと。 同様に第3章の目的を達成するために第4章の施策展開があるのではないかと。更に4章と5章の繋がりが説明されていない。 要は各章ごとにバラバラに行政分野に応じた項目の列記にすぎないのではないか。 現在の社会・環境情勢は急速に変化しており、旧環境基本計画の内容を引きずった計画ではなく、新しい知見や、環境変化及び埼玉県基本条例に則った計画にすべきではないかと。	1	第2章は、第1章の「1 計画策定の趣旨」を受け、「本県を取り巻く状況」として、国際情勢・社会情勢の変化や国内の環境分野の変化の状況を具体的に記載するとともに、本県の自然条件・社会条件を含め記載しています。 第3章「長期的な目標」は、第2章に記載した本県の自然条件・社会条件、国際情勢・社会情勢の変化や国内の環境分野の状況の変化を踏まえ、諸課題を解決し、持続可能な社会を構築する上で必要な方向性を大きく3つに整理し、実現すべき目標を3つ掲げています。 第4章「施策展開の基本的な考え方」は、長期的な目標の実現に向け、今後5年間に施策を進める際に留意すべき事項を記しています。 第5章「実施施策」は、施策展開の基本的な考え方を意識しつつ、長期的な目標の実現に向けた今後5年間の取組を記載しています。	B
4	p2	第2章	1 本県の自然条件・社会条件	位置、地形及び気候、に関して 近年の気候変動の影響と考えられる、熊谷の高温等関東の内陸に位置する埼玉県で日中の最高気温が高い状態が継続している状況や、2019年台風第19号による短時間降雨量の増加等、劇症気象化している現状を記載すべきではないかと。	1	御意見の趣旨を踏まえた記載については、第2章「1 本県の自然条件・社会条件」のほか、第5章「実施施策」の「施策の方向1 気候変動対策」の「(1) 現状と課題」に、他の記載内容とのバランスを図りながら、記載しています。	B

NO	ページ	章	項目	意見・提案	意見数	県の考え方	反映状況
5	P3~8	第2章	2 国際情勢・社会情勢の変化、3 国内の環境分野の状況の変化 (2 国内外の社会経済情勢の変化、3 国内外の環境分野の状況の変化)	【構成の変更について】 本章では、「社会経済情勢の変化」と「環境分野の状況の変化」に分けて記述している。このため、環境分野での気候変動でのパリ協定の記述の前に、TCFDやSBT、RE100などの記述が出てくるなど、内容的にチグハグなものとなっている。 ご案内のとおり、もはや状況は、「社会」「経済」「環境」と分けられないものとなっている。このため、SDGsにおいても3側面の統合的解決を目指しており、ESG投資も拡大している。よって、こうした状況を踏まえて記述が必要である。 2と3を組み立て直して、新たな構成とすべきである。	1	御意見を踏まえ、「2 国際情勢・社会情勢の変化」、「3 国内の環境問題の状況変化」とし、以下のとおり2の構成を見直しました。 「2 国際情勢、社会情勢の変化」 (1) SDGsに向けた取組、(2) 気候変動を巡るパリ協定などの動き (3) ESG投資等の動向、(4) 国内環境産業の動向 (5) デジタルトランスフォーメーション(DX)の取組 (6) 所有形態や働き方の多様化 また、法制化等の動きについては最新の状況を反映しました。災害の深刻化や熱中症の増大については、御意見の趣旨を第2章、第5章に記載しています。	A
6	p5	第2章	2 国際情勢・社会情勢の変化	p5(5)デジタルトランスフォーメーション(DX)の取組、 p5(6)所有形態や働き方の多様化 「国内外の社会経済情勢の変化」の項目ですが、(1)~(3)までは環境にかかわる事項であるにもかかわらず、(5)(6)は環境にどう関するのかわからず、(5)(6)は環境にどう関するのかわからず、(5)(6)は環境にどう関するのかわからず、(5)(6)は環境にどう関するのかわからず、(5)(6)は環境にどう関するのかわからず。 唐突すぎてなぜここにあるのかわかりません。 また、DXなどは現在のトピックではありますが、本計画が終了する令和8年には死語となっている可能性もあります。 色物をいれるのは避けた方がよいのではないかと思います。	1	(5) デジタルトランスフォーメーション(DX)の取組については、国の「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」に「グリーン成長戦略を支えるのは、強靱なデジタルインフラであり、グリーンとデジタルは車の両輪である。」と書かれている等、DXと環境とが深く関連していることから、国内外の社会経済情勢の変化の一つとして本計画に記載しています。グリーン成長戦略は2050年を見据えた長期的な戦略であり、DXの推進もまた長期的な取組が求められていると考えております。 また、(6) 所有形態や働き方の多様化については、国の第5次環境基本計画でサービサイジングやその一形態であるシェアリングエコノミーに注目すべきこととされていること、テレワークについては令和3年版でも環境保全効果が期待される多様な働き方の一つとして取り上げられていることから、本計画に記載しています。	E
7	p6	第2章	3 国内の環境分野の状況の変化	本計画案6ページ文章中「・・・輸入ながら・・・」とあるが「・・・輸入しながら・・・」とするのが前後の文脈から適切と思います。	1	御意見のとおり修正します。	A
8	p6	第2章	3 国内の環境分野の状況の変化	「(1) 気候変動」 本記述については、危機感が欠如している。世界的にも広がっている「気候危機」という認識は、我が国でも衆参両院で決議されたように、もはや外せない認識である。それゆえの2050年に向け脱炭素社会(カーボンニュートラル)の取組が必要であり、そのための法制化であることをきちんと記述する必要がある。本県は、今や脱炭素宣言をしていない希少な県となっているが、それは政治姿勢・行政姿勢として確実性のある対策を着実に積み重ねていくという前向きな姿勢であうと解釈させていただくが、宣言をしようがしないが、気候変動問題に対して危機感を持って取組ことは不可欠であり、それを明確にすることが必要である。この認識こそ、今回の環境基本計画改定の根本の大きな柱に位置付けるべきである。	1	御意見を踏まえ、「令和2年(2020年)11月には衆参両院で気候非常事態宣言が決議され、同年12月に国の成長戦略会議において、2050年カーボンニュートラルに向けた成長戦略を盛り込んだ実行計画が取りまとめられました。」と追記します。	A
9	p6	第2章	3 国内の環境分野の状況の変化	「(2) 資源循環」 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(プラ新法)について記述しているが、プラ新法はサーキュラーエコノミーへの移行を加速させるものであると政府も説明しているので、そうした表現を盛り込むべきである。これにより前段でも触れる国際的な動きとも呼応するものとなる。	1	御意見を踏まえ、「令和3年(2021年)6月には、循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行に向け、多様な物品に使用されているプラスチックに関し包括的に資源循環体制を強化し、」と追記します。	A
10	P7,8	第2章	3 国内の環境分野の状況の変化	大気、水関係についての記載がされているが、これらの項目は昭和時代の法整備や条例整備がなされ、基準がほぼ達成されており、全県的問題となっている項目は少なく、既存の法令等に則り淡々と事業を進め旨明記すれば十分ではないか。	1	「国内の環境分野の状況の変化」は、今後の事業の方向性ではなく、近年の国内の状況の変化を分野ごとに記載している項であることから、現在の記載のままいたします。なお、今後の取組は第5章に記載しています。	B

NO	ページ	章	項目	意見・提案	意見数	県の考え方	反映状況
11	p7	第2章	3 国内の環境分野の状況の変化	<p>第2章 本県を取り巻く状況の記述ですが、「3 国内外の環境分野の状況の変化」では(3)みどり(4)生物多様性と書き分けていますが、この両者は不可分です。</p> <p>国内の原生的な自然環境は一定の保全がされている一方で、里地里山※や都市部における自然環境は十分に保全されているとは言えない状況です。都市部の住民が自然環境とふれあう貴重な場となる「身近な緑」は、多様な生物の生息・生育環境の確保の観点からも、その保全がますます重要になっています。</p> <p>比企丘陵では谷津田、ため池を利用した農業が里地里山を保全し、生態系の多様性を維持してきた歴史があります。都市部の住民が自然環境とふれあう貴重な場となる「身近な緑」の保全は次章で展開している「地域社会の持続性」がなければ得られません。</p>	1	御意見のとおり、みどりと生物多様性は密接に関連していると考えています。そのため、実施施策においては、「4 生物多様性と生態系の保全」の取組「地域環境に応じた多様な生物の生息・生育地の確保」で、重要な生態系を有する森林の保全、地域性緑地の指定や公有地の推進など、みどりに関する取組を生物多様性の取組としても位置付けています。	C
12	p8	第2章	3 国内の環境分野の状況の変化	<p>「(5)水環境」</p> <p>「定期検査の受検率が40%と低いことから」という記述があるが、「定期検査」という言葉は「法定検査」と紛らわしく、「定期点検」の方がわかりやすい。また、「定期点検」だけでなく、「定期清掃」「法定検査」を加えた、浄化槽管理者に法律で義務付けられている維持管理に係る責務の実施率のいずれもが低いので、そのことを記述すべきである。</p>	1	この章では、全国の法定検査の受検率の状況を記述しておりますので、「定期検査」を「法定検査」に改めました。なお、清掃・保守点検に関する全国調査は実施されていないため、実施率は把握できません。	A
13	p9	第3章	長期的な目標	<p>3つの目標には、すべて「づくり」が付いており、これでは目標でなく対策を意味してしまう。「づくり」は取るべきである。</p> <p>特に「3 あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり」は、単に「づくり」を取っただけでは意味不明となるため、例えば「持続可能な社会づくりに、あらゆる主体の人々が生き生きと参画している地域社会」などに変更すべきである。</p>	1	本計画で掲げた3つの長期的な目標は、その目標が実現された(つくられた)状況を表したものとしています。	D
14	p9	第3章	長期的な目標	<p>目標1において、「温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会」が位置づけられたことは喜ばしいことである。しかし、前文で「21世紀半ばを展望した長期的な目標」としている。これは、明らかに改定温暖化対策法の表記を蔑ろにする表現であり、2050年と明記する必要がある。仮に循環型社会や目標2及び目標3について、2050年と明記することができないのであれば、脱炭素社会のみでも2050年と明記すべきである。</p>	1	2050年カーボンニュートラルの実現を目指して、まずは、改定された国の計画を踏まえ、有識者の意見を聞きながら、実行性に裏付けのある温室効果ガス削減計画の策定を進めます。その上で、本記述の見直しを行います。	C
15	p9	第3章	長期的な目標	<p>長期目標として3項目を記載しているが、本計画策定の趣旨として前段で「環境の状況変化や国内外の動向を踏まえ」と記載しているので、それぞれの項目がs d g sの17の目標あるいは169のターゲットのどこの箇所に対応するのか、あるいは捉えているのか、そしてこの項目を選択した理由を明記すべきではないか。</p> <p>ここでは、令和8年までに結果の出そうな簡単な項目に特化して羅列し、困難な目標に対してはあえて目標から外しているのではないか。</p>	1	SDGsの目標と施策の方向との関係については、第5章「実施施策」に施策の方向の内容とSDGsの目標の対応関係を整理し、記載しています。SDGsの特徴の一つは統合性で、一つの施策の方向に複数のSDGsの目標が関連しており、それを長期的な目標ごとにまとめると、長期的な目標ごとの特徴が出にくいいため、記載しておりません。	B
16	p10	第4章	2 環境・経済・社会の諸課題の統合的解決	<p>基本的な考え方で「環境は人類の生存基盤であり、その上に持続可能な経済社会活動が存在しているという観点を強く意識し以下6点の施策展開の基本的な考え方とします。」と記載しているが、埼玉県環境基本条例第3条では「環境の保全と創造」という基本理念を明確にし、同第4条で県の責務を定めているが、これらの項目又は内容が本計画の第4章において記載されていないので、埼玉県環境基本条例に基づく本計画に「環境の保全と創造」に関する項目を追加記載する必要がある。</p> <p>また、2の後段で、「生態系のもつ機能を積極的に活用」と記載されているが、まず行うべきは、活用すべき「生態系を保全する」ことが重要で、この生態系を崩壊又は劣化させることなく、保全し、同時に保全しつつ活用することが重要であるためこれらを明記すべき。それを怠れば、生態系は劣化し、持続的な利用も不可能となるため、「生態系の保全」をここに明記すべき。</p>	1	<p>施策展開の基本的な考え方については、環境基本条例第3条の基本理念「環境の保全及び創造」を前提として、長期的な目標の実現に向け、今後5年間に施策を進める際に留意すべき事項を記載しています。</p> <p>また、生態系のもつ機能を積極的に活用と記載をしていますが、御意見のとおり、生態系の保全を前提としています。</p>	B

NO	ページ	章	項目	意見・提案	意見数	県の考え方	反映状況
17	p10	第4章	3 地域社会の持続可能性の向上	「こうしたことを踏まえ、誰一人取り残さない「日本一暮らしやすい埼玉」の実現に向け、将来を見据えた持続可能なまちづくり（「埼玉スーパー・シティプロジェクト」）を市町村とともに進めていくことが重要です。」とあるが、「埼玉スーパー・シティプロジェクト」は確かに現在の県政の主要施策ではあるが、これでは、埼玉スーパー・シティプロジェクトのみが未来を見据えた持続可能なまちづくりであるとの表現になっている。 よって、「「埼玉スーパー・シティプロジェクト」など将来を見据えた持続可能なまちづくりを市町村とともに進めていくことが重要である。」などと修文すべきある。	1	御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「将来を見据えた持続可能なまちづくり（「埼玉版スーパー・シティプロジェクト」等）を市町村とともに進めていくことが重要です。」	A
18	p11	第4章	5 先進技術の活用、変化を捉えた意識や行動の変革	先進技術をどう環境の保全等に活かすのかがわかりません。 例えば、大気や海の定置観測の自動化が遅れているからIoT、ロボットを活用することで人を介在させずに24時間の観測が可能となるなどがないと、突然にDXといわれても関連を見出せません。 p16にIoTとVPP・DRがありますが、DXではないようです。 また、最後の一文の経済活動がより環境の保全を意識した行動に向くは「環境の保全も行いつつ、経済活動を進める」とは意味が異なると思います。ここも意味がわかりません。	1	御意見を踏まえ、以下のとおり文章を修正しました。 「環境分野においても、IoT技術を活用したエネルギー管理など先進的なデジタル技術を活用していく必要があります。」 「企業や人々の意識、行動の変化を的確に捉え、社会経済活動がより環境の保全を意識したものとなるよう、企業や人々に働きかけていく必要があります。」	A
19	p11	第4章	6 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応	「移動に伴う二酸化炭素排出量の削減」にはつながったようですが、見方が一元的ではないでしょうか。各家庭で仕事や勉強をすることになった影響による電気使用量の増加や通信販売の利用による輸送でのエネルギー使用なども考慮して推進すべきか検討する必要があるかと思えます。 「省エネ設備や電動車の更なる導入やプラスチック代替製品の使用の促進などにより、感染症対策と環境対策の両立を図っていく」とありますが、感染症対策になりますか？	1	御意見のとおり、新型コロナウイルス感染症への対応として増大した環境負荷もありますので、2段落目にその状況について記載をしています。 感染症対策として実施されております「在宅勤務」、「自家用車による移動」、「使い捨てマスク等のプラスチック製品の使用」による環境負荷の増大に対し、省エネ設備や電動車の更なる導入やプラスチック代替製品の使用の促進などを行うことで、感染症対策と環境対策の両立を図っていきます。	B
20	p14	第5章	1 気候変動対策の推進	再生可能エネルギー発電施設新設については、長期にわたり自然エネルギーが受け入れられていくように、地域社会だけでなく、在来の自然環境への悪影響も極力排除した、適切な導入場所を明らかにするゾーニングを行ない、地域住民との合意形成をもとにすすめることが重要と考えます。 また、非化石証書は再生可能エネルギーと原子力が含まれ、再生可能エネルギーの地産地消の推進にはなりません。また、FIT電源は証書なしの場合、環境価値のない電源と位置付けられ、非化石証書を購入しないと価値を表現できません。非化石証書の活用は再検討すべきです。	1	計画に記載の「地域の住民の安心・安全、生物多様性などが損なわれないよう十分配慮された再生可能エネルギー施設の設置・管理」を推進するための方策を検討していきます。 なお、『彩の国ふるさとでんき』の取組は、卒FITを迎える家庭や、埼玉県下水道局のメガソーラー（FIT発電所）由来の電力を活用したものです。下水道局のメガソーラー由来電力の環境価値については非化石証書化しており、県内企業に活用いただいています。この非化石証書は、下水道局の太陽光発電が生み出した環境価値であることが分かるようになっており、県内の発電施設が生み出した環境価値を県内の企業が活用する、地産地消の形を作っています。今後も、継続して取り組んでいきたいと考えています。	C
21	p14	第5章	1 気候変動対策の推進	2050年カーボンニュートラルに向け、国は2030年に温室効果ガス排出量削減率を46%以上とし、50%の高みに挑戦するとしています。温室効果ガス削減は喫緊の課題であり、県政としても早急な取り組みが求められています。温室効果ガス削減に最も有効な再生可能エネルギーの電源開発及び利用を飛躍的にすすめると同時に、建物、運輸等あらゆる方面において温室効果ガス削減がすすむよう、県の取り組みをさらに強化してください。	1	具体的な温室効果ガス削減対策については、個別の取組に記載しています。国や社会の動きを注視し整合を図りつつ、スピード感を持って取組を進めます。	B
22	p14	第5章	1 気候変動対策の推進	再生エネルギーに目を向ける前に、使用するエネルギーの総量を減少させる施策をまず行うべきではないか。次に無駄なエネルギーを使わない、効率的に使う、その上で環境負荷の少ないエネルギーを主体として使うことが重要ではないか。 まずは極限までエネルギーの使用を減少する施策を実行し、構築すべき。 また、災害等非常時にハイブリッド自動車や、電気自動車から電気が供給できるようなシステムを普及すべきではないか。 今後の施策と取り組みの記載順も上記の順に整理して記載すべきではないか。	1	気候変動対策における省エネ対策の重要性は認識しており、省エネルギーの徹底については、再生可能エネルギーの普及拡大と合わせて、施策を同時並行で展開していきます。なお、本計画の記載順序は、重要性を示すものではありません。	B

NO	ページ	章	項目	意見・提案	意見数	県の考え方	反映状況
23	p15	第5章	1 気候変動対策の推進	「太陽光発電については一定程度導入が進んでいるものの」とあるが、屋根上太陽光発電をさらに普及させる必要がある。長野県のように屋根上の太陽光発電のポテンシャルマップを作成し、自分の家でどのくらいの発電が見込めるかを可視化し、県民の太陽光発電パネルの設置意欲を増加させる必要がある。	1	御意見を参考にさせていただき、太陽光発電の普及拡大に取り組んでいきます。	C
24	p15	第5章	1 気候変動対策の推進	太陽光発電設置規制条例を設け、太陽光発電施設とりわけメガソーラーの乱開発をこれ以上させないよう条例策定を。 埼玉県が森林がメガソーラーにより破壊されている状況に県が責任をもって条例策定により止めてください。熱海のような事故が起きてからでは遅いのです。 林地開発許可を出した県の責任も問われます。	1	計画に記載の「地域の住民の安心・安全、生物多様性などが損なわれないよう十分配慮された再生可能エネルギー施設の設置・管理」を推進するための方策を検討していきます。 また、森林法に基づく林地開発許可制度では、現場の状況に応じて適切な災害防止措置が計画され、災害の恐れがないなど許可の要件を満たす必要があるため、制度に基づいて適切に対処してまいります。	C
25	p15	第5章	1 気候変動対策の推進	兵庫県や山梨県等のように県として太陽光発電設置規制条例を設けること。	18	御意見も参考にしながら、計画に記載の「地域の住民の安心・安全、生物多様性などが損なわれないよう十分配慮された再生可能エネルギー施設の設置・管理」を推進するための方策を検討していきます。	C
26	p15	第5章	1 気候変動対策の推進	メガソーラーの開発に係る事業計画について近隣住民の同意を必須のものとする。	1	計画に記載の「地域の住民の安心・安全、生物多様性などが損なわれないよう十分配慮された再生可能エネルギー施設の設置・管理」を推進するための方策を検討していきます。	C
27	p15	第5章	1 気候変動対策の推進	市町村職員に専門的知識を有する方がほとんど居ない現状。設置された発電施設のチェックなど、県の方で専門的な技術者を派遣するような仕組みが必要。	1	市町村職員の専門的知識の向上を図るため、技術的な助言や専門家による研修等を引き続き実施するほか、御意見の趣旨を踏まえ、国や市町村と連携して発電施設の監視を強化するための方策を検討していきます。 併せて発電施設の認定・指導権限を有する国に対して、不適切な施設の監視強化を引き続き強く要望していきます。	C
28	p15	第5章	1 気候変動対策の推進	ソーラー、風力発電、バイオマスなどの設備などの施設は、山林を破壊しない事	1	御意見の趣旨を踏まえ、計画に記載の「地域の住民の安心・安全、生物多様性などが損なわれないよう十分配慮された再生可能エネルギー施設の設置・管理」を推進するための方策を検討していきます。	C
29	p15	第5章	1 気候変動対策の推進	私は昨年3月から飯能市の阿須山中におけるメガソーラー建設に反対してきた市民です。事業地面積は17haにおよび県の林地開発許可が必要で審議されました。森林協議会では本当にたくさんの事業への疑問、不安の意見が出されましたが、県の林地開発許可が下りました。林地開発許可制度によると許可の要件として ・土砂の流出又は崩壊、その他の災害を発生させるおそれがないこと ・水害を発生させるおそれがないこと ・環境を著しく悪化させるおそれがないこと と決められています。 上の3つにすべて当てはまると思われる事業計画は、条件がクリアされているとして、許可されました。県がうたっている自然林に近い貴重な里山が条件がクリアされていると結論付けられることに納得がいきません。県民が納得できるような条件の提示、本気で環境を保全していくための規制を行ってください。厳しい規制が必要です。	1	森林法に基づく林地開発許可制度では、許可基準に基づき現場の状況に応じて適切な災害防止措置が計画され、災害の恐れがないなど許可の要件を満たす場合には許可しなければならぬと規定されております。今後も制度に基づいて慎重に審査を行い、適切に対処してまいります。	E

NO	ページ	章	項目	意見・提案	意見数	県の考え方	反映状況
30	p15	第5章	1 気候変動対策の推進	太陽光発電施設に関する環境影響評価条例の規模要件をさいたま市や仙台市なみに1ヘクタールに下げてください。	1	本計画は、埼玉県環境基本条例第10条の規定により環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。今後の施策の実施に当たっては、御意見を参考とさせていただきます。	E
31	p15	第5章	1 気候変動対策の推進	仙台市や兵庫県、さいたま市を見習い、太陽光発電施設における環境影響評価の規模要件を下げること。	14	本計画は、埼玉県環境基本条例第10条の規定により環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。今後の施策の実施に当たっては、御意見を参考とさせていただきます。	E
32	p15	第5章	1 気候変動対策の推進	「(2) 長期的な目標に向けた方向性」 「再生可能エネルギーの利用によるCO2オフセットが進んでいます。」とあるが、意味が不明確である。おそらく「再生可能エネルギーの利用によるCO2オフセット証書の活用によるCO2の削減が進んでいる」という意味かと思われる。オフセットの位置づけについては、もう少し丁寧な説明が必要でないか。 例えば、「事業者は、省エネルギーや再生可能エネルギーの創出、再生可能エネルギー電力の積極的な利用に取り組むとともに、自らCO2を削減できない場合は、CO2オフセット証書の活用などにより、脱炭素化に積極的に取り組んでいる。」などの表現にすべきである。	1	御意見を踏まえ、「再生可能エネルギーの利用による脱炭素化に積極的に取り組んでいます。」に修正します。	A
33	p15	第5章	1 気候変動対策の推進	「(3) 今後の施策と主な取組」に新たに「(vii) 地域支援の充実」を掲げるべきである。 改正地球温暖化対策法の趣旨にもあるように、脱炭素社会は市町村やその地域での再生可能エネルギープロジェクトなどの取組が重要である。しかし、これを推進するには、人材面、技術・経験面、資金面などの多くの課題を抱えている。よって、県が中心となり、金融機関や経済支援団体、NPOなどによる協力体制を構築し、市町村や域内の団体などを支援していく仕組みづくりが不可欠である。また、こうした支援に携わる人材の育成とその派遣の仕組みづくりにも県が取り組むべきである。こうしたことを施策の中柱に位置付けるべきである。 これに伴い、「県の率先実行」と(viii)とする。	1	市町村や域内の団体の支援については、個別の取組に記載しています。市町村や域内の団体などを支援していく仕組みづくりについては、今後の取組の参考とさせていただきます。	C
34	p15	第5章	1 気候変動対策の推進	◇太陽光やバイオマス、地中熱、 <u>太陽熱</u> などの再生可能エネルギーの普及拡大 「快晴日数日本一」という本件の特長を生かした太陽光をはじめ、食品廃棄物、間伐材、下水汚泥などのバイオマス資源や地中熱、太陽熱など、地域の実情に応じた再生可能エネルギーの有効利用を推進します。 ⇒上記について、赤字部分の追記をお願いいたします。 【理由】 太陽熱利用は、太陽の熱エネルギーを太陽集熱器に集め、熱媒体を暖めることで給湯や冷暖房に活用するシステムです。機器の構成が単純である点や変換効率が約50%と高い点等が利点です。 国の第6次エネルギー基本計画や地球温暖化対策計画(案)においても地域性の高いエネルギーである再生可能エネルギー熱として、地中熱と並んで記載されており、導入拡大を目指すものとされています。 東京都調布市の武蔵野の森スポーツセンターでは、太陽熱を利用して冷暖房を行う「ソーラークーリングシステム」を導入することで、太陽熱でつくられた温水を空調利用し、エネルギー消費量の低減を実現するなど、再生可能エネルギーを最大限に活用しています。 ≪参考資料≫ (1) 太陽熱利用システム導入事例「武蔵野の森スポーツセンター」 (2) 太陽熱利用システム機器紹介「ソーラークーリングシステム」	1	「太陽光やバイオマス、地中熱」は再生可能エネルギーの例示として挙げています。御意見を踏まえ、太陽熱も含め再生可能エネルギーの普及拡大に取り組んでいきます。	C

NO	ページ	章	項目	意見・提案	意見数	県の考え方	反映状況
35	p15	第5章	1 気候変動対策の推進	◇コージェネレーションシステムや燃料電池の導入の促進 家庭用燃料電池の導入を支援し、家庭の省エネルギー化と住宅のレジリエンス強化を図ります。また、コージェネレーションシステムや燃料電池を導入する事業者を支援します。 ⇒上記取組に賛同します。具体策として、コージェネレーション設備とエネファーム（家庭用燃料電池）の補助制度継続をお願いいたします。	1	御意見を今後の取組の参考として、引き続き、家庭用燃料電池などの住宅用省エネルギー設備の導入を支援し、住宅の省エネルギー対策を促進していきます。また、事業者向けのコージェネレーションシステムや燃料電池の導入の促進をしていきます。	B
36	p15	第5章	1 気候変動対策の推進	また、各地域が自然環境等の地域資源を最大限に活かして自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて近隣地域等と補完し支え合いながら、農山村も都市も活かす持続可能な地域社会の創造を目指すことが求められています。 こうしたことを踏まえ、誰一人取り残さない「日本一暮らしやすい埼玉」の実現に向け、将来を見据えた持続可能なまちづくり（「埼玉版スーパー・シティプロジェクト※」）を市町村とともに進めていくことが重要です。 この考えに基づくならば、「再生可能エネルギー施設の適切な設置・管理」において、地域の住民の安心・安全、生物多様性などが損なわれないよう十分配慮する権限を、地元の市町村に付与しなくてはなりません。 各地域が自然環境等の地域資源を最大限に活かしていきたいと考えても、現状ではFITの認定を受けた事業者による里地里山の乱暴な開発を止めさせる手段は何もありません。 「ある日突然、目の前の山が消える」つまり地元住民や自治体すら「知らない」間に事業は進められることを、今の再生可能エネルギー政策が許可し推進しているのです。 計画の事前査察権や、立地の許認可権もなく、事業者がある日持ってくる計画をただ受け取るだけというのでは、自立・分散型の社会など求めようもありません。 丘陵を形成する豊かな斜面林は野立て太陽光発電の格好の立地として、事業者の「困い込み」の対象となっています。高齢化・過疎化・農林業の衰退という社会的要因もあり、小規模な自治体が単独でその買収を止めることはできません。 規模に関係なく野立て太陽光発電施設については、これ以上の立地を増やさないことです。 先人たちが守ってきた、県土の豊かな里地里山という財産がこれ以上消失していかないよう食い止める計画こそが、今般の「環境基本計画」の柱になると言えます。 ご勘案のほどお願いいたします。	1	埼玉版スーパーシティプロジェクトでは、拠点となる施設に屋根型太陽光発電設備の設置するなどの分散型電源の確保により電源の途絶えないレジリエントなまちづくりを進めることを要素の1つとしています。 御意見も参考にしながら、計画に記載の「地域の住民の安心・安全、生物多様性などが損なわれないよう十分配慮された再生可能エネルギー施設の設置・管理」を推進するための方策を検討していきます。	C
37	p15	第5章	1 気候変動対策の推進	・「太陽光やバイオマス※、地中熱などの再生可能エネルギーの普及拡大」について 再エネの基本である地産地消を文章に盛り込んでください。	1	御意見を参考にさせていただき、地産地消が進むよう取り組んでいきます。	C
38	p15	第5章	1 気候変動対策の推進	・「地域の住民の安心・安全、生物多様性などが損なわれないよう十分配慮された再生可能エネルギー施設の設置・管理を推進します。」について 土砂流出、生物多様性などが損なわれないように、再エネ普及に当たっては森林伐採を避けるべきであることを盛り込んでください。	1	森林の保全は非常に重要と考えています。一方、太陽光発電に限らず全ての行為において、森林の伐採を完全に禁止することは難しいものと考えています。そのため、計画に記載の「地域の住民の安心・安全、生物多様性などが損なわれないよう十分配慮された再生可能エネルギー施設の設置・管理」を推進するための方策を検討していきます。	C
39	p15	第5章	1 気候変動対策の推進	・「災害リスクなどが懸念される施設について実態調査を行い、国、市町村と情報を共有し、連携して適切な対応に努めます。」について FIT法事業計画認定ガイドラインの規定に満たない発電施設は、規制の緩い発電出力50kw以下が多く、全認定案件の8割近くを50kw以下が占めています。発電出力10kw以上のすべての施設の実態調査を行ってください。	1	施設数が非常に多いため、優先順位を付して調査を行っていきます。 国においても、小規模発電施設の監視を強化する方針であり、県としても国と連携して対応していきます。	C
40	p15	第5章	1 気候変動対策の推進	・「国、市町村と情報を共有し、連携して適切な対応に努めます。」について 令和3年5月7日参院本会議において、梶山経済産業大臣が、「認定後についても、推奨事項への対応が不十分であると疑われる場合には適切な確認、指導を行っていく必要がありますが、これを効果的に実施するためには、当該用地の環境保全上の懸念等の情報を有する地方自治体との連携が重要であると考えております。」と述べております。県は、国、市町村と連携して推奨事項への対応が不十分であると疑われる案には、適切な対応をする。として下さい。	1	FIT法に基づく指導にあたっては国に権限があります。大臣の発言も踏まえて、国、県、市町村がより連携を深め、不適正である施設の情報を共有し、対応できる取組を検討していきます。	C

NO	ページ	章	項目	意見・提案	意見数	県の考え方	反映状況
41	p16	第5章	1 気候変動対策の推進	<p>◎脱炭素に向けた取組</p> <p>太陽光発電プラス蓄電池という方向はよいと思う。</p> <p>しかし、山の木々を伐採して太陽光を設置するというやり方では、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CO2を吸収し、O2を発生する森林が減ってしまう。 ・土砂崩れ等の災害の危険が生じる。 ・生物多様性が損なわれ、自然環境が悪化する。 ・景観が大きく損なわれる。 ・発電事業終了後、元の山に戻すのは困難。 <p>というような問題がある。</p> <p>よって、太陽光発電は、公共施設や工場等の屋根に設置し、その地域内で 地産地消できるようなカタチを目指すべきである。その枠組みを作ることこそが県の役割だと考える。</p>	1	<p>太陽光発電の設置に当たっては、様々な課題が生じており、適切な設置・管理が必要と考えています。計画に記載のす「地域の住民の安心・安全、生物多様性などが損なわれないよう十分配慮された再生可能エネルギー施設の設置・管理」を推進するための方策を検討していきます。</p>	C
42	p16	第5章	1 気候変動対策の推進	<p>◇IoT技術を活用した分散型エネルギーの効率的な利用の推進</p> <p>太陽光発電と蓄電池、<u>コージェネレーションシステム</u>を組み合わせるなど、地域における分散型エネルギーの効率的な利用が図られるよう、IoTや新技術を活用したエネルギーマネジメントを推進します。また、多くのエネルギーを使用している企業などに、バーチャルパワープラント（VPP）技術などの活用によるアグリゲーターを介したデマンドレスポンス（DR）への参加を促し、省エネルギー化やエネルギーコストの低減を図ります。</p> <p>⇒上記について、赤字部分の追記をお願いいたします。</p> <p>【理由】</p> <p>コージェネレーションシステムの導入は、IoTや新技術を活用したエネルギーマネジメントの推進にあたって効果的です。</p> <p>経済産業省が策定した「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」においても、「ガスコージェネレーションの導入を促進することにより、再生可能エネルギーとガスコージェネレーションによる熱を有効利用した分散型エネルギーシステムの構築を図る。ガスコージェネレーションは再生可能エネルギーの調整力としての役割を果たす」と分散型エネルギーとしてのコージェネレーションシステムの役割が明確化されています。</p> <p>IoT技術を用いたエネルギーマネジメントシステムを活用して建物の熱電需要を予測し、それに伴った効率的な運転計画立案・遠隔自動制御を行うことで、再生可能エネルギーやコージェネレーションシステムといった分散型エネルギーを最適運用することが可能です。</p> <p>太陽光発電等の再生可能エネルギーや蓄電池とコージェネレーションシステムを高度な制御技術で組み合わせることで、VPPや自己託送の運用を最適化し、さらなる省エネルギー化やエネルギーコストの低減に資することができます。</p>	1	<p>太陽光発電と蓄電池の組合せは例示であり、コージェネレーションシステムについては、前項の「コージェネレーションシステムや燃料電池の導入の促進」において記載していることから原文どおりとさせていただきます。</p>	B

NO	ページ	章	項目	意見・提案	意見数	県の考え方	反映状況
43	p16	第5章	1 気候変動対策の推進	<p>(iii) 産業・業務部門における温室効果ガス排出削減対策の推進</p> <p>◇産業・業務部門におけるコージェネレーションシステム導入の支援</p> <p><u>熱需要の大きい産業・業務部門における温室効果ガス排出削減のため、温室効果ガス排出が少ない化石燃料である天然ガスへの燃料転換と、天然ガスを高度利用したコージェネレーションシステムの導入を支援します。</u></p> <p>⇒上記項目の追加を提案いたします。</p> <p>【理由】</p> <p>2050年に向けた脱炭素社会の実現に向けては、「徹底した天然ガスシフト」と「天然ガス高度利用」による着実なCO2削減が有効です。</p> <p>第6次エネルギー基本計画では、「天然ガスシフトと熱の脱炭素化」という項目の中で、「熱需要の脱炭素化の実現に向けて、需要サイドに熱エネルギーを供給するガスの脱炭素化が大きな役割を果たすとともに、需要サイドにおける天然ガスへの燃料転換や天然ガス利用機器の高効率化は熱需要の脱炭素化に向けた選択肢の一つとなる」と脱炭素社会の実現に向けたガスの役割を明確に記載しています。</p> <p>環境省が策定した「地球温暖化対策計画（案）」でも産業部門におけるCO2排出削減の取組で燃料転換を明記しており、燃料転換の例として「熱電併給により高い省エネルギーを実現する天然ガスコージェネレーション、燃料電池、系統電力需給ピークを緩和するガス空調」を挙げています。</p> <p>石炭や石油からの天然ガスシフトによるCO2削減ポテンシャルは約1,900万t-CO2と試算されており、天然ガスの高度利用は省エネルギーに大きく貢献できることから、「分散型エネルギー利活用設備整備費補助金」によるコージェネレーション設備の導入支援施策等、産業・業務部門におけるコージェネレーションシステム導入の支援の継続をお願いいたします。</p>	1	コージェネレーションシステムについては、前項の「コージェネレーションシステムや燃料電池の導入の促進」において記載していることから原文どおりとさせていただきます。	B
44	p16	第5章	1 気候変動対策の推進	<p>◇事業活動における省エネルギー対策など脱炭素化に向けた取組の促進</p> <p>中小企業等から排出されるCO2を効率的に削減するため、省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備導入に対する支援や省エネルギー診断の実施などを行い、事業活動における省エネルギー対策を促進します。</p> <p>また、IoT等を活用したエネルギーマネジメントを推進し、中小企業等の効率的なエネルギー利用を促進します。</p> <p>あわせて、ESG金融の活用促進など、中小企業の脱炭素化に向けた取組を支援します。</p> <p>⇒上記取組に賛同します。省エネルギー設備導入に対する支援として、コージェネレーション設備に係る補助金の継続をお願いいたします。</p> <p>【理由】</p> <p>2050年に向けた脱炭素社会の実現に向けては、「徹底した天然ガスシフト」と「天然ガス高度利用」による着実なCO2削減が有効です。</p> <p>石炭や石油からの天然ガスシフトによるCO2削減ポテンシャルは約1,900万t-CO2と試算されており、天然ガスの高度利用は省エネルギーに大きく貢献できることから、「分散型エネルギー利活用設備整備費補助金」によるコージェネレーション設備の導入支援施策等、中小企業等におけるコージェネレーションシステム導入支援の継続をお願いいたします。</p>	1	引き続き、コージェネレーションシステムの導入を促進していきます。	B

NO	ページ	章	項目	意見・提案	意見数	県の考え方	反映状況
45	p16	第5章	1 気候変動対策の推進	<p>(iii) 産業・業務部門における温室効果ガス排出削減対策の推進</p> <p>◇オフセットクレジットの積極活用によるCO2削減の推進</p> <p>産業・業務部門の温室効果ガス排出削減を一層促進するため、再エネクレジットや森林吸収クレジットをはじめとしたオフセットクレジットの利用を推進します。また、ボランタリークレジットを活用したカーボンニュートラル都市ガス※の普及促進等を通じて、CO2削減を図ります。</p> <p>※＜用語解説＞カーボンニュートラル都市ガス</p> <p>カーボンニュートラルLNGを原料とした都市ガス、または、天然ガスの採掘・液化、LNGの輸送、ガス製造・燃焼に至るまでの工程で発生する温室効果ガスを、CO2クレジット等で相殺（カーボン・オフセット）し、燃焼しても地球規模ではCO2が発生しないとみなす都市ガスのこと。</p> <p>なお、払出時点で、必要オフセット量が償却された状態（相殺した状態）となったLNGまたは都市ガスを指す。</p> <p>⇒上記項目の追加を提案いたします。</p> <p>【理由】</p> <p>環境省が策定した「地球温暖化対策計画（案）」では、「森林由来のクレジット創出拡大を図る」「個人や中小企業等の省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入に伴い生じる環境価値のクレジット化を進める」と記載されるなど、カーボンニュートラル実現におけるクレジット制度の重要性が高まっています。</p> <p>さらに、経済産業省主催の「世界全体でのカーボンニュートラル実現のための経済的手法等のあり方に関する研究会」においては、カーボンニュートラルに向けたボランタリークレジット活用が検討されており、国内における取り扱いの明確化に向けて専門的な議論を進めるとしています。</p> <p>カーボンニュートラル都市ガスは、環境保全プロジェクト実施によるCO2削減貢献量をクレジット化した、信頼性の高い検証機関が認証するボランタリークレジットを活用しています。こうした新興国等における環境保全プロジェクトの展開により、地球規模での温室効果ガス削減・排出抑制に加え、現地での雇用創出や生物多様性の保護等、SDGsにも貢献できるものと考えます。貴県におかれましても、オフセットクレジットのさらなる利用推進や、ボランタリークレジットの活用を視野に入れた、温室効果ガス排出削減施策の検討をお願いいたします。</p>	1	地球温暖化対策計画制度・目標設定型排出量取引制度においては、多様化するオフセットプログラムの活用を含め、産業・業務部門からの温室効果ガス排出削減を実効的に進めていける制度を、今後の制度設計において引き続き検討していきます。	C
46	p17	第5章	1 気候変動対策の推進	<p>◇住宅の省エネルギー対策の実施</p> <p>家庭用燃料電池などの住宅用省エネルギー設備の導入や省エネルギー型家電への買い替えを支援するなど、住宅の省エネルギー対策を促進します。</p> <p>また、環境に配慮した住宅の普及を支援するとともに、すべての新築住宅・建築物に対する省エネ基準適合義務化を見据え、「住宅性能表示制度」の活用やZEHなど省エネルギー性能の高い住宅の普及を促進します。</p> <p>⇒上記取組に賛同いたします。特に、エネファーム（家庭用燃料電池）の普及拡大は省エネ性・レジリエント性向上の観点から急務なため、導入に係る補助金制度の継続をご検討いただきたく存じます。</p> <p>【理由】</p> <p>環境省が策定した「地球温暖化対策計画（案）」では、「省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進」との記載があり、エネファーム（家庭用燃料電池）について「発電を行うとともに、発電時に発生する熱を有効に活用することで、最大90%以上の総合エネルギー効率を達成する分散型エネルギーである」とし、「更なる導入を目指す」としています。</p> <p>また、エネファーム（家庭用燃料電池）導入支援は、自助による防災対策を促す観点から非常に重要であると考えます。</p> <p>貴県「住宅用省エネ設備導入支援事業補助制度」によるエネファーム（家庭用燃料電池）の導入促進施策の継続をお願いいたします。</p>	1	御意見を今後の取組の参考として、引き続き、家庭用燃料電池などの住宅用省エネルギー設備の導入を支援し、住宅の省エネルギー対策を促進していきます。	C

NO	ページ	章	項目	意見・提案	意見数	県の考え方	反映状況
47	p17	第5章	1 気候変動対策の推進	<p>◇脱炭素社会実現に向けた環境学習の推進</p> <p>将来の脱炭素社会の担い手となる子供たちを対象とした環境学習を、地球温暖化対策教育副読本の活用促進等により推進します。</p> <p>また、地球温暖化防止活動推進員の能力向上に資する研修を実施し、その活動を支援します。</p> <p>⇒上記取組に賛同いたします。持続可能な社会へ向けて2030年、2050年に社会をリードする立場になる児童生徒・学生の環境意識を高めるためにも、さらなる環境学習の推進をお願いいたします。</p> <p>【理由】</p> <p>脱炭素社会実現に向けて家庭での省エネ行動を広く社会規範として定着させていくためには、学校での環境学習が重要です。気候変動枠組み条約で気候変動教育の重要性が示されているだけでなく、新学習指導要領にも持続可能な社会の創り手の育成が明記されています。しかし、教科化されていないことからその導入は学校の判断に委ねられています。</p> <p>東京ガス株式会社では、環境省における2017年度から2020年度の実証事業の委託事業を通じて、住環境計画研究所とともに、ナッジ理論等を用いた学校向け「省エネ教育プログラム」を開発してきました。これは、新学習指導要領に基づき、持続可能な社会の望ましい選択ができる人材を育てるため、学習者が「主体的、対話的、深い学び」を習得できるアクティブ・ラーニングだけでなく、より浸透する教育を目指し、ナッジなどの行動科学の先進的な知見やSDGsの考えを取り入れ開発したプログラムです。</p> <p>なお、本実証を通じてこれらの教育を小・中・高・大学生を対象に全国で実施したところ、学校における省エネ教育が家庭のCO2排出量削減（約5%）に繋がること、行動実践率が約20%向上すること、効果が1年以上継続し、子供への教育が家庭での取り組みに影響を与えることを日本で初めて確認いたしました。これらの環境学習を周知し、各学校へ導入することによって、児童生徒・学生における省エネ意識の向上や省エネ行動の促進に資するものと考えます。</p>	1	引き続き、脱炭素社会実現に向けた環境学習を推進していきます。	B
48	p18 p20	第5章	1 気候変動対策の推進	<p>緑の保全・創出の項目に記載されている項目は、すべてヒートアイランド対策として記載し、推進すべき。</p> <p>都市部における森林は、環境緩和機能が高く、エネルギー消費も少ない。都市部は特に劇症気象となる可能性が高く、これらの区域に森林を適正に配置する計画を長期的に進めて行く必要がある。</p> <p>その際森林と芝生ではその緩和機能に大きな違いがあるので、気候緩衝作用を十分吟味した上で配置する計画を記載していただきたい。これら都市部に適正に配置された森林は自然との共生においても、生物の多様性においても有効な施策。</p>	1	<p>御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>◇CO₂吸収源につながる身近な緑の保全・創出</p> <p>地域制緑地の指定や公有地化など身近な緑の保全を図るとともに、市町村、民間施設所有者が行う施設緑化に対する支援や「緑化計画届出制度」の推進など都市部等の緑化を進めることにより、身近な緑に囲まれたゆとりある地域の形成を図り、CO₂吸収量の増加やヒートアイランド現象の緩和に取り組みます。</p> <p>また、ヒートアイランド対策や暑さ対策の関連取組として、「◇CO₂吸収源につながる身近な緑の保全・創出」を位置付けます。</p>	A
49	p18	第5章	1 気候変動対策の推進	<p>「CO₂の吸収・貯蔵機能の向上を図る森林の整備」は大切な項目だと思います。今ある森林を守っていくことはとても重要だと思います。また、CO₂の吸収率だけで考えるのではなく、植物、動物が生きていけるよう多様な森を守り残していく。</p> <p>多様な森林を守り育てるためにも「再生可能エネルギー施設の適切な設置・管理」の項目で、「太陽光発電の適切な設置のために、森林を切ることはできない。」ということを付け加えてください。</p>	1	<p>森林の保全は非常に重要と考えています。</p> <p>一方、太陽光発電に限らず全ての行為において、森林の伐採を完全に禁止することは難しいものと考えています。</p> <p>そのため、計画に記載の「地域の住民の安心・安全、生物多様性などが損なわれないよう十分配慮された再生可能エネルギー施設の設置・管理」を推進するための方策を検討していきます。</p>	C
50	p19	第5章	1 気候変動対策の推進	<p>上下水道事業</p> <p>上水道においては節水対策をまず掲げていただきたい。一例として最近のトイレは水の使用量が少なくて済むものがあり、公共施設での設備更新などにより使用水量の減少が期待できる。埼玉県の上水は地下水に頼っているところもあり、揚水量の削減による地盤沈下回復や、処理量の削減による省エネなど効果は大きいと考える。</p> <p>また、使用量が減少すれば、下水処理量も少なくなる。</p> <p>更に、雨水など本来は下水として処理すべきでない水も現在は処理場に流入している系統もあり、処理費用の削減とエネルギーの削減をすすめるよう本計画に明記すべきではないか。</p>	1	<p>御意見を踏まえ、公共施設での取組については、「◇県有施設における脱炭素化の推進」に「LED照明、節水器具の導入等」と追記するとともに、「◇雨水利用など水の効率的・合理的利用の促進」に「雨水、再生水の活用や節水を促進します。」と追記します。</p> <p>また、「◇上下水道事業における環境配慮の推進」について、以下のとおり修正します。</p> <p>「浄水場の取送水や水処理過程における省エネルギー型機器の導入や設備の効率的な運転により上水道及び工業用水道の省エネルギーの取組を推進します。流域下水道においては、高温焼却の実施や、省エネ機器の導入、不明水対策の推進など、環境に配慮した整備を進めます。」</p> <p>なお、上水道における節水対策について、計画への追記は行いませんが、実施において水道利用者への啓発に努めます。</p>	A

NO	ページ	章	項目	意見・提案	意見数	県の考え方	反映状況
51	p20	第5章	1 気候変動対策の推進	<p>地球温暖化対策推進法に基づく政府の総合計画では「我が国の中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け」としています。</p> <p>ところが当案の目標値は2013年度比令和8年度、つまり2026年度で24%以上」です。</p> <p>そのあと但し書きで「*国の「地球温暖化対策計画」改定後、本環境基本計画期間中に目標値を再設定」と書いてはありますが、現状あまりに低い設定です。</p> <p>また、国は同時に地球温暖化対策推進法で「2050年カーボンニュートラル宣言」を各自治体に促していますが、現状ですら都道府県で「宣言」をしていないのは全国で7県だけです。この7県に埼玉県も入っています。ところが基本計画中にこの宣言について一言も出てきません。</p> <p>宣言をすれば良いというものでもありませんが、その姿勢すら見えないのは残念です。</p>	1	<p>改定された国の計画を踏まえ、削減目標の引き上げを含めて、国の動きと整合を図っていきます。</p> <p>「2050年カーボンニュートラル宣言」は、きちんとした計画と裏付けなしには無責任になりかねません。県では2050年カーボンニュートラルの実現を目指して、有識者の意見を聞きながら実行性のある計画を立て、取組を進めていきます。</p>	C
52	p21	第5章	2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進	<p>3R活動のうち、Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）の二つが、循環型社会を構築するための重要なキーワードであることを普及啓発して下さい。</p> <p>プラスチックには、海洋生物に対する物理的な問題とともに、有害化学物質の吸着やそれを取り込んだ生体への吸着物の排出による影響の問題があり、人による排出物質が海洋生物のみならず、巡り巡って人体へも影響を及ぼします。プラスチック類を減らし使用しないと同時に、不法投棄の問題などを広報し消費者にとって取り組みやすいところから策を講じてください。</p>	1	<p>3Rの推進に当たり、まずReduce（リデュース）そしてReuse（リユース）が重要であり、出前講座を始め様々な機会を捉え県民に啓発を行っています。</p> <p>また、プラスチックの削減についても、県では県庁売店で使い捨てカトラリーの配布を終了したほか、主催する会議やイベントで参加者にマイボトルの利用を呼び掛けています。今後も減らす、きちんと捨てるといったごみを減らすライフスタイルの普及啓発を進めていきます。</p>	C
53	p21	第5章	2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進	<p>プラスチック等、化学物質を含んだごみが増え川、海へ流れ出ていることが問題になっており、焼却することにより、重金属等の有害物質が環境へ排出されています。分別収集とリサイクルの徹底を進めて下さい。</p>	1	<p>県では、プラスチック資源循環促進法の施行に先立ち、プラスチック廃棄物の排出抑制とプラスチック資源の循環利用を進めるため、産官民が連携したプラットフォームを設立しました。このプラットフォームにおいて、事業者や市町村と連携し、リサイクルにつながる効果的な分別回収方法の検証も行っており、その結果を市町村等にフィードバックしています。今後も事業者や市町村と連携しプラスチックの分別収集とリサイクルの徹底を進めていきます。</p>	C
54	p21	第5章	2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進	<p>「（2）長期的な目標に向けた方向性」の中に、前述（NO.9）のとおりサーキュラーエコノミーの内容を盛り込むべきである。</p>	1	<p>県では、プラスチック資源循環促進法の施行に先立ち、プラスチック廃棄物排出の抑制とプラスチック資源の循環利用を進めるため、産官民が連携したプラットフォームを設立しました。このプラットフォームにおいて、需要のある製品づくりに向けた検討を産官民で連携して進めています。今後、国際的な動向も踏まえつつプラットフォームでの実証や検討を踏まえ対応していきます。</p>	C

NO	ページ	章	項目	意見・提案	意見数	県の考え方	反映状況
55	p21	第5章	2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進	<p>◇ごみを減らすライフスタイルの普及促進</p> <p>家庭からのごみの排出量削減のため、県民一人ひとりがごみの排出を抑制するための工夫や実践を行うよう、企業や市町村と連携して3R講座を積極的に開催するとともにホームページやイベント等様々な機会をとらえ、普及啓発を行います。</p> <p>また、家庭からのごみの排出量削減に向け市町村や関係機関などが各々取り組む先進的事例を収集し、市町村にフィードバックするなど、市町村の取組を支援します。</p> <p>◇食品ロス削減の促進</p> <p>県民一人ひとりが食品ロス削減の必要性について十分に理解が深められるよう講座やイベントの実施等により啓発を行います。また、事業活動に伴い発生する期限切れ間近の食品や家庭で余っている食品について、それらを必要な方に提供する活動を行う団体と連携してフードドライブを実施するなど、積極的な活用を図ります。</p> <p>⇒上記取組に賛同いたします。具体的な方策として、食生活の中で環境に配慮して「買い物」「調理」「食事」「片づけ」を行う工夫（エコ・クッキング）の啓発・周知をご提案します。つきましては、広く県民に広報するため、貴県のホームページにおいて下記取組の掲載をご検討頂たく存じます。</p> <p>〈「エコ・クッキング」 (https://home.tokyo-gas.co.jp/shoku/torikumi/eco-cooking/about-eco-cooking.html) 〉</p> <p>【理由】</p> <p>食品ロスの削減は、食料資源の無駄遣いを減らすという効果に留まらず、環境負荷の削減や事業コストの低減に繋がることから、食料資源の有効利用や地球温暖化の抑制を目指すうえで必要不可欠です。</p> <p>東京ガス株式会社では、身近な食生活から環境について学び、実践する「エコ・クッキング」（＝環境に配慮した食生活）を普及促進しています。</p> <p>買い物、調理、食事、片付けという身近な食生活の一連の作業の中で、環境を思いやりながらエコ活動を行うことにより省エネルギーや食品ロス削減につながります。</p> <p>エコ・クッキングを日常に取り入れていただき、県民ひとり一人が実践することによって貴県が目指すSDGsの推進にも貢献すると考えます。</p> <p>(※エコ・クッキングは東京ガス株式会社の登録商標です)</p>	1	食品ロス削減取組事例集など他の方法での紹介を検討いたします。	C
56	p22	第5章	2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進	<p>◇下水汚泥の活用、一般廃棄物処理施設の熱回収の促進、バイオマスの利用促進</p> <p>下水処理場から発生する汚泥のもつエネルギーをバイオガス発電、固形燃料の製造、焼却廃熱・発電により活用します。</p> <p>市町村等に対する技術的助言等により、一般廃棄物処理施設における熱回収を強化し、地域のエネルギーセンターとしての活用を促進します。</p> <p>研修会等を通じた普及啓発、関係事業者による利活用システム構築に向けた取組の支援等を行い、農山村の多様なバイオマスの利活用を促進します。</p> <p>⇒一般廃棄物処理施設におけるエネルギーの有効活用にあたっては、停電時対応型ガスコージェネレーションシステム等の導入によるエネルギーの面的利用とレジリエンス強化が効果的です。こうした設備導入について、市町村への指導をお願いいたします。</p> <p>【理由】</p> <p>貴県における「第9次廃棄物基本計画」において、廃棄物処理施設は、周辺施設へ熱や電気を供給する分散型の地域エネルギーセンターや防災拠点としての機能が期待されています。</p> <p>災害発生時にも業務を継続する上では停電対応型ガスコージェネレーションシステムの導入が効果的です。系統電力が断絶した場合にも、ガスコージェネレーションシステムの稼働によって発生した電力で焼却炉を再起動させることが可能です。</p> <p>また、平時においてもガスコージェネレーションシステムを稼働させることで、施設の焼却炉点検時における熱の安定供給や夏場のピーク時における買電量の削減にも貢献できます。</p> <p>東京都武蔵野市の武蔵野クリーンセンターでは、災害に強い中圧ガス管から供給を受けているガスコージェネレーションシステムを導入することで、ごみ発電の補助装置としての機能、災害時の再稼働装置として機能を備えています。これにより、系統電力途絶時にも焼却炉の立上げ・立下げが可能のため、災害時の地域防災対策拠点となる周辺公共施設に継続して電気と蒸気を供給でき、行政機能の維持も可能です。</p> <p>設備導入について、市町村への指導をお願いいたします。</p>	1	市町村の一般廃棄物の処理や処理施設の整備については、各市町村が策定する一般廃棄物処理計画等に基づき実施していますが、必要に応じて当該システムに係る情報提供等を実施していきます。	C
57	p22	第5章	2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進	<p>循環的利用は有効な事業と考えるが、その前にプラスチックを使わなければならないもの以外は使わない。ことを基本とすべきではないか。</p> <p>木や綿、竹等の自然素材、長期間使えリサイクル可能な金属等を優先的に使用する社会を実現させ、化石原料由来のプラスチックの使用量を減少させることは地球環境問題にとって重要。</p> <p>まず人々が使うものを長寿命化し、消費量を削減する。その上で廃棄されるプラスチックは適切に処理する方向に計画をすすめるべき。現在の大量生産、大量消費、大量廃棄の社会構造を変えることが必要。</p>	1	御指摘のとおりであり、県では県庁売店での使い捨てカトラリーの配布を終了したほか、主催する会議やイベントで参加者にマイボトルの利用を呼び掛けています。また、埼玉県プラスチック資源の持続可能な利用促進プラットフォームでは、資源の循環利用のみならず、プラスチック廃棄物を減らすことを目的に産官民が連携して取組を進めています。今後も事業者や県民の行動変容を促し、旧来の社会構造を変革するよう取り組んでいきます。	C

NO	ページ	章	項目	意見・提案	意見数	県の考え方	反映状況
58	p22	第5章	2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進	・プラスチックの減量 ペットボトル使用を削減する取り組みを。	1	県では県庁売店での使い捨てカトラリーの配布を終了したほか、主催する会議やイベントで参加者にマイボトルの利用を呼び掛けています。また、マイボトルの利用を促す「みんなでマイボトル運動」も展開しています。一方で、ペットボトルの利便性も認められることから、今後も減らす、きちんと捨てるといったごみを減らすライフスタイルの普及啓発を進めていきます。	C
59	p26	第5章	3 みどりの保全と創出	「緑地率は年々低下し、特に平地林面積は平成19年度（2007年度）から平成29年度（2017年度）までの10年間で1割以上減少しています」というのであればもっと危機感を持っていただきたいと思います。 新たな森林の創出も大事ですが、既存の森林を保全する方法をもっと考えていただきたい。森林保全として限られた地域の保全だけではなく今ある森林を残していただきたい。そのためには条例による規制など、実効性のある対策が必要です。具体的には森林を伐採してのソーラーパネルの設置などはまさに自然を壊しての自然エネルギーであり大問題です。また土砂災害の危険なども考えられ、早急な対策が求められます。	1	良好な自然環境を形成している平地林など緑地については市町村と連携し公有地化や適切な維持管理を推進します。 森林の開発については、その面積が1haを超える場合、森林法に基づく林地開発許可制度により、現場の状況に応じて適切な災害防止措置が計画され、災害の恐れがないなど許可の要件を満たす必要があるため、制度に基づいて適切に対処してまいります。	C
60	p26	第5章	3 みどりの保全と創出	現状と課題 次の「施策の方向4の生物多様性と生態系の保全」の項でも記載されているが、生物の多様性向上と生態系の保全については、生物多様性基本法に則り事業を行うことを明記すべき。 本環境基本計画の基となる埼玉県環境基本条例で「緑豊かな埼玉」と表現されているため「緑」あるいは「みどり」を環境を表す言葉を使用しているが、SDGsで要求されている目標やターゲットではこれら言葉は使用されておらず、生態系と生物多様性という言葉が使用されている。後段の用語の説明でみどりと緑の使い分けが記載されているが、今後の埼玉県の環境を保全、再生させていく環境基本計画の用語として、明確に定義する必要がある。 「みどり」と一言で多様な自然環境を定義することは、県内の自然環境の現状及び課題を不明確にし、問題の解決あるいは改善を遅らせることとなる。少なくとも埼玉県内の自然環境と我々が共存している都市部における生活環境別に現在の埼玉の環境を評価し、今後はどうあるべきかを明確にして本計画に明文化すべき。その上でPDCAを回すことが重要で、これを怠れば埼玉県の環境は悪化するばかりで向上しない。 例えば23ページ上から4行目に「身近に貴重なみどりが存在する多様な自然環境」との言葉はなんのために挿入されているのか。どのような自然環境を表しているのか、獲としたイメージで客観的な評価ができない。以下6行の文で他の県と区別できそうな言葉は「武蔵野の面影」部分だけでしかない。（1）は埼玉の現状を記載する箇所と思うが、この箇所ですべての現状を示している部分はどこか。 また、現状の緑地率が示されているが、この緑地率の定義はどこに示されているのか。更に、平地林の定義が記載されているが、平野部とはどこまでを指すのか、林とはどのようなものを林と定義しているのか、森は入るのか入らないのか、すべて曖昧で科学的な根拠に欠けるので、これらの定義を明確にすべき。 また、「適切に管理・活用されない平地林や緑地の増加が課題」としているが、「増加」の根拠はあるのでしょうか。10年で1割以上平地林が減っていることと、「増加」している根拠を明らかにすべきです。地球環境問題に対する対応は科学的に行うとする国際的取り決めに則り、埼玉のみどりの現状をまずは調査することが基本ではないか。生物多様性基本法でも調査は自治体の責務となっている。 ここでは、自然環境として、緑地率の低下、平地林面積の減少、人工林の管理不足、の3点しか課題が示されていない。しかし、施策部分には多岐多様な内容が記載されているので、埼玉県の自然環境のベースとなる部分と、管理や教育などソフトの部分に分けて記載すべきではないか。まず埼玉には良好は自然がどの程度あり、それを保全、拡充、管理の各部分に分けて問題点と改善計画を示すべき。	1	埼玉県のみどりの現状と課題は「本県の緑地率は・・・」、「また、本県の森林は・・・」の段落に記載しています。 現状と課題について現状をより分かりやすく伝えるため、「緑地率、平地林減少」という文言を使用しています。現状に加え、緑地率の低下、平地林面積の減少、人工林の管理不足などの課題を様々な主体と共有した上で、P26以降に記載した施策・取組を推進していきます。施策・取組の実施に当たってはPDCAにより進捗を管理していくことに努めます。	C
61	p26	第5章	3 みどりの保全と創出	埼玉県は、日照率の良さや農地など広い土地が残っていることなどから、大規模太陽光発電施設の適地とみなされ、業者に狙われている場所が多くあります。 それらの計画地は、里山の緑豊かで、貴重な動植物が残るような土地が含まれています。 みどりの保全のためには、大規模太陽光施設に対する規制を盛り込んだ条例などの制定が必要だと思います。 全国的にも問題になっていることですので、他県の取り組みなども参考に、自然を守りながら再生可能エネルギーを普及させられるような、前向きな法整備が必要だと思います	1	御意見も参考にしながら、計画に記載の「地域の住民の安心・安全、生物多様性などが損なわれないよう十分配慮された再生可能エネルギー施設の設置・管理」を推進するための方策を検討していきます。	C
62	p26	第5章	3 みどりの保全と創出	◎生物多様性や自然を守ることは、SDGsや地球環境維持の根本 自然や生物の循環の中に人間も生きている。ということは、その流れを極力壊さない範囲での開発や経済活動が求められる。それを逸脱し続けたために、様々な問題が起こっているのである。 生物多様性や自然を守り生かすことを全ての基本に据えることを明記してほしい。	1	生物多様性や自然を守ることは重要です。本計画におきましては、環境は人類の生存基盤であるという認識に立った上で、気候変動対策が種の存続に必要な生育環境の維持など生物多様性の保全にもつながるなど、個々の環境問題が相互に関連しており、その影響を多面的に捉え、それぞれの分野ごとに環境問題の解決に取り組むことはもとより、統合的に解決していきたいと考えています。	C

NO	ページ	章	項目	意見・提案	意見数	県の考え方	反映状況
63	p26	第5章	3 みどりの保全と創出	「緑の創出」よりも「今ある緑の保全」を！ 林地開発許可をおろすのは県です。 その基準が甘すぎます。	1	林地開発の許可基準については、必要に応じて見直しを行ってまいります。森林法に基づき適切に対応してまいります。	E
64	p26	第5章	3 みどりの保全と創出	環境保全条例を三重県や静岡県並みにすること。	14	いただいた御意見を参考に、今後の自然環境保全地域の適切な保全に努めてまいります。	C
65	p26	第5章	3 みどりの保全と創出	埼玉県みどりの基金の使い方を改め、真に生物多様性を高める事業に使うこと	15	今後の彩の国みどりの基金の活用については、いただいた御意見を参考に検討するとともに、基金財源の効果的な活用に努めてまいります。	C
66	p26	第5章	3 みどりの保全と創出	彩の国みどりの基金の現在の使い道は、生物多様性を高めることに使われていません。生物多様性を高める事業に使うために、使い方を見直すべきと考えます。	1	「彩の国みどりの基金」を活用した森林の整備や緑の保全・創出は、人間にとって良好な環境をつくるだけでなく、多様な動植物が織りなす豊かな生態系の形成にもつながっています。 生物多様性の保全には、多様な生き物とそれらを取り巻く山、川、森などの自然環境である生態系が健全であることが最も重要と考えの下、令和3年度からは、従前から基金を活用してきた森林生態系に被害を与えるニホンジカの捕獲促進事業に加え、身近な緑であるサクラなどを食害するクビアカツヤカミキリの防除対策を行う市町村に対する財政的支援に基金を活用するなど、生物多様性に資する対策を強化しました。 今後とも、生物多様性の視点を重視しながら効果的な活用を図ります。	C
67	p26	第5章	3 みどりの保全と創出	比企丘陵の里山は希少野生動植物を含む多様な生態系の宝庫として保護すること	2	実施施策において、「3 みどりの保全と創出」の取組「里山や平地林の整備・保全・活用」で生物多様性の保全を図るための整備を進めることや、「4 生物多様性と生態系の保全」の取組「地域環境に応じた多様な生物の生息・生育地の確保」で県内各地の地域環境に応じた多様な生物の生息・生息地を確保するなどの取組を位置付けています。	B
68	p26	第5章	3 みどりの保全と創出	中山間地域の農林業の振興を図る政策を立て、山林整備の担い手を育成すること	1	中山間地域の農林業の振興は、自然環境の保全等の多面的機能の維持・発揮につながるもので、里山・平地林の保全は本計画の取組に位置付けておりますが、農業の振興そのものは本計画に位置付けておりません。なお、環境に配慮した農業の振興や地産地消の推進については、環境の保全と創造につながるものとして、本計画に位置付けています。 山林整備の担い手の育成については、本計画には位置付けていませんが、農林業の振興という点から、取り組めます。	C
69	p26	第5章	3 みどりの保全と創出	森林贈与税を目的とした行為に使う事	1	森林資源の適切な管理や利用の推進に関する市町村の取組に対しては、森林環境譲与税を活用して支援してまいります。	E
70	p26	第5章	3 みどりの保全と創出	自然植物、自然動物を守る事	1	御意見のとおり、動植物種の保護を行うことは、生物多様性保全の観点から重要であると考えております。そのため、実施施策の「3 みどりの保全と創出」及び実施施策の「4 生物多様性と生態系の保全」において取り組んでまいります。	B
71	p26	第5章	3 みどりの保全と創出	自然環境を保持する事	1	「施策の方向3 みどりの保全と創出」及び「施策の方向4 生物多様性と生態系の保全」のとおり、取り組んでまいります。	C

NO	ページ	章	項目	意見・提案	意見数	県の考え方	反映状況
72	p27	第5章	3 みどりの保全と創出	<p>三富地域は経済至上主義の時代にあっても、落ち葉堆肥を畑に活用する伝統農法が高く評価され日本農業遺産に認定されました。</p> <p>しかしながら、現状では、後継者不足、相続税対策などで循環型農業の要である平地林が伐採され開発がすすんでいます。特に近年は、いままでにない開発のスピードが加速しており、雑木林の伐採後大穴を掘り、残土で埋め立て資材置き場、太陽光発電、駐車場などへの改変は著しいものがあります。また、建廃材、RPF、剪定枝などを混焼するバイオマス発電開発の動きもあります。</p> <p>くぬぎ山は三富、とりわけ中富、下富の循環型農業を進めるための大切な雑木林ですが、川越、三芳町は全滅に近い状態となりました。関係する市町村により保全状況が異なり、一体としての緑地が失われていくことに大いに危機感を覚えるものであります。</p> <p>日本農業遺産に認定されたことを機会に、平地林の公有地化や、三富新田の循環型農業の推進策や環境保全活動を活性化させてください。</p> <p>また、三富地域に限らずナラ枯れが蔓延しています。他県での情報を含め、対策の強化を要望します。</p>	1	<p>県では、三富地域の農業を農地及び平地林を一体的に守っていく有効なモデルと位置付け、持続的に発展させていくための取組に対し重点的に支援しています。また、日本農業遺産の申請主体である「武蔵野の落ち葉堆肥農法世界農業遺産推進協議会」では、平地林の育成と落ち葉堆肥を利用した伝統的農法の継続を推進し、多様な生態系の維持及び地域産業や観光等の振興を図るため、保全計画に基づいた活動等を実施しており、県ではこれらの活動の支援を行っています。</p> <p>県と地元5市町で構成する「みどりの三富地域づくり連絡会議」を設置し、事業の実施状況について情報交換を行っています。今後も引き続き、県関係部局及び地元5市町と相互に連携を図りながら、みどり豊かな三富地域づくりを推進します。</p> <p>三富地域をはじめ、良好な自然環境を形成している平地林など緑地については市町村と連携し公有地化を推進します。</p> <p>ナラ枯れについては発生状況を調査したうえで、国や市町村とも連携して被害拡大防止に取り組みます。</p>	C
73	p27	第5章	3 みどりの保全と創出	<p>「地域と調和した都市農業の振興」</p> <p>これについて、一体どのような施作を検討しているのでしょうか？</p> <p>現在私は1反ばかりの畑で自給農を営んでおります。小川町は国内でも有名な有機農業の町ですが、休耕地が目立つばかりです。農地の管理、特に草刈りで精一杯になってしまう地主さんも多いと思います。そのご苦勞に漬込み再生可能エネルギーの企業が太陽光パネルの話を持ちかけたり、農地を手放してしまいその跡地にマンションが建ったりと都市農業以前に農業の危機です。20年しか保たないとされる太陽光パネルよりも農地をどのように残していくか。過疎の町にマンションを建てるなら空き家の数をちゃんと把握しそこに新たな家族を呼び込めるような動線を考える。小川町には都市型の農業（それがどの様なものかわいまいち分かりませんが）よりも、小さな休耕地を住民に開放し畑を守ってもらう。小さな休耕地と空き家に新たな移住者を呼び込む。このような施作の方が地域と調和した農業の振興になるのではないのでしょうか？</p>	1	<p>県としては都市農業振興の中で、農地を市民農園として住民に開放することや、都市住民の農業体験などを促進することとしています。</p> <p>また、都市農業の振興は、地域ごとに適した形があると考えており、県は市町村が都市農業の振興に関する計画を作る際の支援をしています。</p> <p>引き続き、各地域にあった形で都市農業振興が図られるよう市町村支援をしていきます。</p>	C
74	p27	第5章	3 みどりの保全と創出	<p>公有地化の推進とふるさと緑の景観地の指定・維持管理は一項目にまとめるべき</p>	1	<p>項目上は分けていますが、両取組は一体的に推進していきます。</p>	C
75	p27	第5章	3 みどりの保全と創出	<p>◇豊かな緑を保全・創出する公園整備</p> <p>豊かで美しい緑を保全・創出します。記載されているが、豊かは何が豊かなのか、また美しい緑とはどんな緑を示すのか不明のため、「県営公園は生物多様性に配慮した植樹等により整備管理を行う。」に変更すべき。なお、植樹する場合その土地に見合った在来種を優先させて行うべきことを明示すべきではないか。</p> <p>また、緑化については、外来種の導入を抑制し、かつ単一樹種に偏ることのないように生物の多様性を推進すべく実施する旨記載する必要がある。</p>	1	<p>御意見を踏まえ、「都市公園における在来植生に配慮した植栽等の整備により、豊かで美しい緑を保全・創出します。」と修正します。</p>	A
76	p28	第5章	3 みどりの保全と創出	<p>◇森林の病虫獣害防止対策の実施</p> <p>「マツクイムシやナラ枯れなどの森林病害虫」「ナラ枯れは」虫ではないしこれらの虫は在来種で、単に木が枯れるメカニズムの一原因として挙げられているだけに過ぎない、これら虫を絶滅しても森林の遷移がなくなる保証はない。これらの虫も長い歴史の過程で生態系に組み込まれている昆虫でしかも在来種であるため、安易な対応は避けるべき。したがってこの言葉は「松枯れやナラ枯れの発生状況の調査」とすべき。</p>	1	<p>御意見を踏まえ、「（「松くい虫やナラ枯れなどの森林病害虫」を）「マツノマダラカミキリやカシノナガクイムシなど森林病害虫」と修正します。</p>	A
77	p28	第5章	3 みどりの保全と創出	<p>松くい虫 ナラ枯れ の対策についてですが、薬剤は自然界の毒です。例えば炭を活用する方法を、試してください。</p>	1	<p>ナラ枯れについては発生状況を調査したうえで、国や市町村とも連携して被害拡大に取り組みます。なお、炭を活用する方法については、効果が科学的に検証されていないことから、情報の収集等に努めます。</p>	C

NO	ページ	章	項目	意見・提案	意見数	県の考え方	反映状況
78	p29	第5章	3 みどりの保全と創出	自然公園の保全 秩父地域には国の自然公園があり埼玉県にはその他県立の自然公園が10箇所あったと思うが、県立公園の保全・管理についても記載すべきではないか。また、公園の保全・管理・整備にあたっては、生物多様性を更に豊かにする保全・管理・整備を目指すことを明確に記載すべき。	1	「◇自然公園の保全」に記載されている「自然公園」は、国立公園だけでなく県立自然公園も含まれています。 また、「◇自然公園の保全」は「施策の方向4 生物多様性と生態系の保全」にも位置付けられていますので、今後も生物多様性と生態系を保全するため、自然公園法及び埼玉県立自然公園条例の適切な施行に努めていきます。 なお、自然公園法及び県立自然公園条例の目的の一つとして、生物の多様性の確保が掲げられています。	B
79	p30	第5章	3 みどりの保全と創出	身近な緑の創出面積 ここで表す「身近な緑」の定義を明確にする。 緑の基本計画 都市緑地法第4条の緑地なのかあるいは埼玉県 都市緑地法による緑化計画の届け出なのかあるいはこれらの法以外の緑を指すものなのか明確にすべき。 また、創出面積イコール増加面積ではないので、失われた面積も同時に記載し、純増した面積を指標とすべきではないか。	1	「身近な緑」の定義については冊子化の際に用語解説に記載する予定です。 また、この指標は、県民にとって身近な緑に着目し、ある特定の取組によって増加する量を指標としたものであり、県内全域の緑の収支を示すものではありません。 従って、この指標においては失われた緑の面積を考慮していません。	B
80	p32	第5章	4 生物多様性と生態系の保全	県内全域には生物多様性戦略に基づき、公園及び庭園等の県施設、市町村施設等のルールが無視した状態が多いため、生物多様性を維持し、「採らない」「立ち入らない」等のルールを遵守し、県民の皆さまに生物多様性を分かりやすく解説する必要があり生物を維持して環境保護や地球温暖化問題に関心してもらえよう、簡単なパンフレットやリーフレットを作るべきであります。また、県内公園及び庭園等の県施設・市町村施設内についてもできるだけ、パンフレット・リーフレット以外に解説できるような掲示すべきだと思います。	1	「埼玉県生物多様性保全戦略」では生物多様性保全思想の普及啓発を位置付け、県の自然ふれあい施設においては生物多様性に関わる講座・イベントなどを実施しています。今後も、御意見を参考に引き続き普及啓発に努めていきます。	C
81	p32	第5章	4 生物多様性と生態系の保全	県内全域公園・庭園等の県及び市町村施設内で生物を調査するのに写真や種類等を記録するのはいいが、紙だと記入するのはなかなか大変である。調査データベースにはデジタルトランスフォーメーション推進(DX)を切り替えて工夫をしてもらいたい。記録管理や生物を管理することで県が責任・管理者として検討する必要がありますので提言として調査・記録管理等をDXに切り替えてできるだけ、タブレット端末やスマートフォンでも記録を記入して担当課に提出可能ですので検討していただきたい。埼玉県は生物多様性戦略データベースのデジタルトランスフォーメーション(DX)の推進をしてもらいたいが、どのように進むのか。	1	県では「埼玉県デジタルトランスフォーメーション推進計画」を策定し、社会基盤としてのデジタルインフラを浸透させることで「社会全体のデジタルトランスフォーメーション」を実現し、快適で豊かな暮らしやすい新しい埼玉県への変革を目指すこととしています。 本計画では、「施策の方向7 経済との好循環と環境科学・技術の振興」において、「生物多様性情報の収集及びデータベースの作成」を位置付けています。御意見を参考に生物調査の記録に御活用いただけるようなデータベースの構築を検討していきます。	C
82	p32	第5章	4 生物多様性と生態系の保全	埼玉県にも貴重な動植物は沢山あるので、それらの保全・維持のために活動している人達を県として支援する体制を作ってほしいと思います。 アライグマ駆除の活動に関わっていますが、活動に従事している人は生物多様性を守るために、自分の時間とお金、労力を費やして取り組んでいます。 地域や未来のための地道な活動をしっかり支えてほしいです。	1	御意見のとおり、自然環境を守り、次世代に引き継ぐため、県では多くの人たちが身近な場所で保全活動の支援体制の整備は必要と考えております。そのため、実施施策においては、「4 生物多様性と生態系の保全」の取組「県民による自然環境保全活動の推進」で、希少種や在来種の動植物の保全活動に取り組む団体への技術的支援、希少野生生物保護推進員等と連携した生息・生育状況の把握等を行うこととしています。	B
83	p32	第5章	4 生物多様性と生態系の保全	希少種を作ったのは人間です。希少種を守るということだけを重要視するのではなくその生物が生きられる自然環境をつくる、保全することが重要です。一つの生物だけにとらわれず生態系は人間以外は繋がっているので、小さな虫から、クマまでの大型動物のどれも大切な役割をしています。全ての生き物が生きられる環境を保证するのが、自然環境を守ることをお願いいたします。 昔のような日本の森を取り戻すべく、人工林は必要なだけを残す、危ない箇所にある人工林は無くし広葉樹を植樹する、メガソーラーなどの再生可能エネルギーで山を破壊しないようお願い致します。山を破壊すると餌場や住処を失った野生動物が里に下りてきてしまいます。森は空気や水を生み出してくれます。そして森を作るのは微生物から大型獣までの、人間以外の生物たちです。これ以上破壊しないようお願い致します。	1	御意見のとおり、希少種に限らず在来種の動植物の保護や自然環境保全の取組が重要だと考えます。そのため、実施施策の「4 生物多様性と生態系の保全」において、埼玉県生物多様性保全戦略に基づき、県内各地の地域環境に応じた多様な生物の生息・生育地の確保に向けた取組を行うこととしています。 一定規模以上の大規模な開発行為に伴う環境への影響については、環境影響評価制度により、事前の環境への影響評価が必要となり、事業者には環境へ配慮したよりよい事業計画となることが求められます。	B

NO	ページ	章	項目	意見・提案	意見数	県の考え方	反映状況
84	p32	第5章	4 生物多様性と生態系の保全	希少野生生物保全のため、具体的な施策を開発予定地の国・県指定稀少植物がある場合、環境アセスメントを行う規準をもっと下げ、規制逃れに対して厳しく対応を。	1	本計画は、埼玉県環境基本条例第10条の規定により環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。今後の施策の実施に当たっては、御意見を参考とさせていただきます。	E
85	p32	第5章	4 生物多様性と生態系の保全	稀少種が発見された場合は、必ず調査を行い、開発工事を一旦中止させる規制を条例で。	1	本計画は、埼玉県環境基本条例第10条の規定により環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。今後の施策の実施に当たっては、御意見を参考とさせていただきます。	E
86	p32	第5章	4 生物多様性と生態系の保全	稀少種は「移植」して終わりにはしないように。県の責任で保全を。	1	県内希少野生動植物種を移植する目的で埼玉県希少野生動植物種の保護に関する条例第12条に基づく届出があった場合は、同条第2項で定める「必要な措置」として、移植の実施主体である届出者に対して移植後のモニタリング実施及び県への報告を求めています。	C
87	p32	第5章	4 生物多様性と生態系の保全	埼玉県希少野生動植物種の指定を増やし、保護区を設けること。	15	新たな県内希少野生動植物種や保護区の指定は、個体数や生息地などの将来の見通し、土地所有者の権利、地元市町村の土地利用計画など様々な観点から慎重に検討する必要があります。埼玉県希少野生動植物種検討委員会において専門家の御意見も伺いながら、指定の必要性を見極めていきます。	C
88	p32	第5章	4 生物多様性と生態系の保全	・野生動植物の継続的調査を行っているのに、埼玉県希少野生動植物種の指定や保護区の指定が進んでいません。絶滅危惧種は年々増えていく一方ですので、専門家の指示を仰ぎながら指定種を増やしてください。	1	新たな県内希少野生動植物種や保護区の指定は、個体数や生息地などの将来の見通し、土地所有者の権利、地元市町村の土地利用計画など様々な観点から慎重に検討する必要があります。埼玉県希少野生動植物種検討委員会において専門家の御意見も伺いながら、指定の必要性を見極めていきます。	C
89	p32	第5章	4 生物多様性と生態系の保全	山地河川の生物多様性を維持すること	1	実施施策において、「4 生物多様性と生態系の保全」の取組「地域環境に応じた多様な生物の生息・生育地の確保」で、重要な生態系を有する森林の保全、生物の生息に配慮した水辺の整備などの取組を生物多様性の取組として位置付けています。	B
90	p32	第5章	4 生物多様性と生態系の保全	日本人は、自然や野生生物への無関心と、不寛容さが目立ちます。教育に力を入れてください	1	埼玉県生物多様性保全戦略の取組において、生物多様性保全の普及啓発のため、県政出前講座やイベント等を実施しています。実施施策の「4 生物多様性と生態系の保全」において「埼玉県生物多様性保全戦略」の推進を位置付けており、御意見を参考に今後も普及啓発に努めます。	B
91	p32	第5章	4 生物多様性と生態系の保全	クマの殺処分をしない事	1	県の狩猟者登録を受けて行う狩猟においては、ツキノワグマの捕獲自粛を県から狩猟者へ要請しています。 一方、人身被害等の生活環境に係る被害を防止するためのやむを得ない捕獲については、市町村の許可権限に係る事項であり、埼玉県環境基本計画で義務付けることはそぐわないと考えます。	E
92	p32	第5章	4 生物多様性と生態系の保全	クマの錯誤捕獲は、必ず放獣する事	1	クマの放獣については、住民の安全確保が大前提であり、地元の市町村及び地域住民の合意が不可欠であることから、県の基本計画で放獣を義務付けることはそぐわないと考えます。 御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。	C

NO	ページ	章	項目	意見・提案	意見数	県の考え方	反映状況
93	p32	第5章	4 生物多様性と生態系の保全	くくり罟の径は必ず守る事	1	<p>県の狩猟者登録を受けて狩猟で使用するくくりわなの内径は、法令により定められています。環境基本計画は県の施策に関する計画であり、法令の遵守は当然のことであるため本計画への記載はしておりませんが、引き続き法令順守の徹底については適切な取締りを実施します。</p> <p>一方で、農林水産業や生活環境等への被害を防止するための捕獲等に使用するくくりわなについては、ツキノワグマの生息しない地域等、鳥獣の保護に支障を及ぼすおそれがない場合には、登録狩猟の制限は直接には適用されませんが、必要最小限のものとするよう市町村に求めているところです。</p> <p>なお、市町村の許可権限に係る事項は、埼玉県環境基本計画で義務付けることはそぐわないと考えます。</p>	C
94	p33	第5章	4 生物多様性と生態系の保全	・「埼玉県生物多様性保全戦略」に基づく取組を推進するため、各機関・団体等のそれぞれの取組・機能を連携・強化するセンター機能を北本市の埼玉県自然学習センターに設置してください。	1	<p>生物多様性保全推進の核となる組織を整備し、埼玉県自然学習センターを含めた各機関・各団体等との連携・協力体制の推進に努めていきます。</p>	C
95	p33	第5章	4 生物多様性と生態系の保全	<p>◇推進体制の整備（拡充）</p> <p>「各機関・団体等のそれぞれの取組・機能を連携・強化するセンター機能を整備」とありますが、どこの何にどんなセンター機能を持たせるのでしょうか。</p> <p>また、各機関・団体等に対し、県が行えるのでしょうか。</p>	1	<p>施策立案を行う行政部門と、科学的研究・分析を行う調査研究部門を一体化し、生物多様性の保全を進める核となるセンター機能の整備を検討しています。</p> <p>また、センターには、「地域連携保全活動支援センター」として団体等との連携・協力や情報提供、助言等も行う機能を備える予定です。</p>	E
96	p34	第5章	4 生物多様性と生態系の保全	<p>アライグマはすでに日本の野生動物の一部として認めざるを得ないほど、広く分布しています。捕獲を促進するばかりでは、税金がどんどん吸い取られてしまうだけです。生態系を壊している張本人は埼玉県民含む人間です。アライグマではありません。やむを得ず日本の自然界の一部として受け入れる覚悟ができないのであれば、人間の責任において、保護施設を作ってください。</p> <p>外来種を輸入する動物園をなくしてください。</p>	1	<p>アライグマは「特定外来生物による生態系等に係る被害防止に関する法律」により海外起源の外来種であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものとして特定外来生物に指定されています。県では、アライグマによる農作物被害や生活被害等の各種被害を抑制するために計画的に捕獲等の防除を行っています。</p> <p>アライグマの問題は安易にペットにされ飼いきれずに捨てられるなどした個体が野生化したことに起因しており、飼育管理を徹底できなかった人間の身勝手が引き起こしたもので、アライグマ自身も被害者と言えます。</p> <p>生息数の増加や分布の拡大による更なる悲劇を繰り返さないために、アライグマが生息、繁殖しやすい要因除去の重要性について普及啓発を行うよう努めます。</p>	D
97	p34	第5章	4 生物多様性と生態系の保全	・アライグマの計画的防除を進めるには、現在の生息数と捕獲目標を立てなければならないですが、捕獲数の集計では推計出来ません。CPUEを算定を導入してください。	1	<p>県は市町村と連携し捕獲個体情報を集積しており、捕獲効率（CPUE）等から県内の生息状況を調査しています。より正確に生息状況の把握を行うために、今後もデータ収集・解析に努めます。</p>	C

NO	ページ	章	項目	意見・提案	意見数	県の考え方	反映状況
98	p35	第5章	5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全	<p>ここで記載されている水環境の保全とは何を意味するのか不明なため明確にすべき。(1)現状と課題で、河川面積の割合を記載しているが、この河川面積とは、河川法で定めた河川区域なのか、国、県、市町村の管理する河川のどこまで含むのか不明なため数値の定義を明確にする必要がある。またこの数値はどのような事項を説明するために記載したのかを明確にすべきではないか。</p> <p>(1)に現状と課題としているが、埼玉の川の現状の記載がない。河の応援団や下水道、川に関わる人の生活環境などは記載されているが、「恵み豊かな川」の現状が記載されていない。そのため河川が抱える現状の課題は何か記載されていない。この課題の記載がなければそれを改善する計画の記載もされていない。河川の環境に対する現況と課題を記載すべき。「恵み豊かな川」を保全する者は埼玉県のはず。その県の保全事業を応援するのが、応援団の応援であって、保全事業のメインのプレーヤー県のはず。したがって、県の河川環境に対する現状認識と課題を明確にすべき。</p> <p>次に水質改善関係について2項目記載されているが、これらは従来計画により、計画通りに改善されているので、簡潔に記載すべき。</p>	1	<p>御意見を踏まえ、河川面積の割合については、御意見を採用させていただき、用語解説に「河川面積」の記述を追加します。</p> <p>河川面積の河川とは、国土交通省が都道府県を対象に実施している土地利用現況把握調査における国土の利用区分の定義である「一級河川、二級河川、準用河川における河川区域の面積」のことです。</p> <p>河川面積割合の数値は、河川面積が広いという埼玉の特色を生かして水辺空間の再生、創造に取り組んでいることを説明するために記載しています。</p> <p>なお、水環境の保全とは、河川、湖沼、地下水等の公共用水域等の環境を保護し守ることです。</p> <p>恵み豊かな川の現状については、生活排水や工場・事業場からの負荷の低減により水質改善が進み、地域で川との共生に取り組む「川の国応援団」は県内全ての市町村で活動を行っていること等を記載しています。</p> <p>課題については、更なる水質の改善のためには生活排水処理率向上に向け合併処理浄化槽への転換の加速化が必要であること、「川の国応援団」のメンバーの高齢化や固定化に対し活動が持続できるよう支援が必要であること等を記載しています。</p> <p>また、取組については、県民・団体・企業の連携への支援、合併処理浄化槽への転換の促進等、県として今後行うべきものについて記載しています。</p> <p>県としては、この恵み豊かな川を守り育み、豊かで清らかな川を本県の大切な財産として未来に残すことが必要と考えています。</p>	A
99	p35	第5章	5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全	NEXT川の再生という事業は、川の生物多様性を低下させる事業であるので、見直しをする必要があります。	1	いただいた御意見については、関係部局に申し伝えます。	E
100	p35	第5章	5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全	川の再生と称して、川の生物多様性を低下させる事業を見直すこと	15	いただいた御意見については、関係部局に申し伝えます。	E
101	p35	第5章	5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全	せっけんに関しての記述はないのか。水質を保全するために合成洗剤の使用を減らし、生分解性の良い石けん使用を。	1	御意見は、今後の生活排水対策の取組の参考とさせていただきます。	C
102	p36	第5章	5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全	<p>◇県民・企業と連携した水辺空間の活用（新規）</p> <p>河川の維持のためのごみ拾い等は実地での作業が必要ですが、川を守る気持ちや川への愛着の醸成などはデジタル技術の活用、情報発信が可能かと思いますので、是非とも活用していただきたいです。</p>	1	LINEやInstagramなど各種SNSの公式アカウントを開設し、主に個人サポーターに向けた情報発信に活用しています。また、リバーサポーターズの活動をはじめとした埼玉県内の河川に関する情報の集約・発信を目的として、SAITAMAリバーサポーターズポータルサイトの運用も始めましたので、埼玉の川の魅力を身近な情報として知ってもらうために活用していきたいと考えています。	C
103	p36	第5章	5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全	<p>リバーサポーターズの個人数</p> <p>参加者数の年平均 2,700 人を上回る4,000人は設定として無理がないでしょうか。</p> <p>収束してきたとはいえコロナもあり、1.5倍は高望みしすぎかと。</p>	1	当該目標につきましては、県民共有の資産である川を守りながら活用することで、県民の皆様が川に愛着を持ち、ふるさとを実感できる「川の国埼玉」の実現を目指していきたいという想いから設定したものです。コロナ禍で厳しい状況ではありますが、埼玉県内の河川空間を活用したイベントの実施、地域団体や企業サポーターとの連携による新しいビジネスアイデアを支援することで川の保全活動を後押しし、リバーサポーターズ（個人サポーター）の拡大に努めていきたいと考えています。	C

NO	ページ	章	項目	意見・提案	意見数	県の考え方	反映状況
104	p36	第5章	5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全	(ii)公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止については、「河川環境と水循環」とタイトルを変更すべきではないか。 記載する項目も河川環境、水質問題、水循環の各テーマ毎に整理して記載すべきではないか。少なくとも法的制度が整っている部分とそうでない部分を分けて記載する必要もある。 また、水辺空間の利用等については全く別の問題で、人が利用することで河川環境が改善されることはないので、別の場所での項目記載が必要。その際利用の制約として河川環境を損なわない範囲での利用が基本となることを明記する。そうでなければ、河川環境は人の利用に伴い悪化し、将来的に利用そのものができなくなり、持続性に欠ける。このように記載内容や項目のレベルがばらばらで、統一性を欠いた内容に終始していることは問題点の把握と解決計画に根本的問題があるのでないか。課題とそれを解決する具体的手法及び到達目標を明確に記載すべき。	1	川の利活用については、これまでも河川環境を配慮した上で行ってきたと考えています。また、水辺空間を利用することで、川を守る気持ちや川への愛着を醸成させて浄化槽転換の促進や河川環境の改善などにつなげていきたいと考え、水辺空間の保全と共生と整理しています。 今後も、水辺空間の利用にあたっては、河川環境や河川の生態系に十分配慮するとともに、利用者のマナー改善など普及・啓発に努めていきます。	D
105	p36	第5章	5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全	(3) 今後の施策として「水辺空間の活用」が記載されているが、ここ10年ほど川のまるごと再生のように、川の生物多様性保全とは逆の「人が川で楽しむための開発行為」が数多く行われた。この事業は河川環境の破壊と自然を破壊する事業です。例えば中洲を整地しバーベキュー場所にするなど、本来イカルチドリや、トンボが生息している場所を人間が夏の一時的な利用のために、河床にブルドーザーを入れて単純化し、河畔林の伐採、駐車場の整備、歩道の整備など行われた。これらの工事は単発ではなく、流域の広範囲に渡って行われたため、生物の多様性や水循環、治水の面で悪影響が顕在化した。その結果台風19号ではこれらの工事が数多く行われた下流域で、河川堤防の決壊や出水が起こっている。環境基本計画でこのような河川環境を破壊するような施策が計画され、かつ実行されていることは、現在のSDGsの流れに逆行する施策であるため、これらの工事については早急中止し、工事の現状を評価した上で、その環境を復元する事業に取り組むべきではないか。この項目に記載されている計画は、川、水環境、河川環境、公共用水域、河川、河川表流水、雨水利用、下水など、河川環境の範囲の捉え方がばらばらで統一的な施策とは考えられない。施策については、河川以外から河川に入る系統、河川の水質に関わるもの、河川の水量に関わるもの、河川から分水、利用される水、地下水に関するものなど系統的に整理し記載する必要がある。 なお、施策指標としている項目は、水環境とは直接関係のない人の人数や、単に水質と地盤沈下量の指標で行政施策の効果を表す指標としては適当ではなく、意味もないので新たな指標が必要。	1	本計画における水辺空間の活用については、現在ある河川環境を生かして行う取組を計画に位置付けています。いただいた御意見につきましては、関係部局に申し伝えます。 当該指標につきましては、県民共有の資産である川を守りながら活用することで、県民の皆様が川に愛着を持ち、ふるさとを実感できる「川の国埼玉」の実現を目指していきたいという想いから設定したもので意味のある指標と考えています。	C
106	p36	第5章	5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全	コンクリートで護岸を覆い尽くしたり、水路の三面を覆うような工事をしないでください。のっぺらぼうのコンクリートは、人間には都合がよく、見た目にも美しいかもしれませんが、小さな生物たちは生きていられません。それはつまり、大きな生物達にも影響します。昔のような日本の田園風景を残してください。トンボがどのようにヤゴからトンボになるのか調べてみてください。カエルのことも考えてください。 既にあるコンクリートの川には、全てに魚道をつけてください。魚が遡上できないのは自然破壊です。魚を食する生き物に影響し、そして土が痩せていきます。小さな水路や用水路などでも、いきものが脱出できる様工夫してください。 山と山を人間の道路が分断しているところは、動物が通れるように歩道橋のような道を作ってください。	1	本計画では、取組「豊かな水と緑を育む河川環境の整備」で、護岸等の修繕に合わせて、生物の生息・生育に配慮した水際を整備し、川のグリーンインフラとしての機能を生かした、地域に親しまれる水辺空間の創出を推進することとしています。いただいた御意見につきましては、関係部局に申し伝えます。	C
107	p39	第5章	6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全	最近の劇症気象により最高気温や平均気温が高い地域が増加しており、夏場の生活環境は劣化の一途をたどっている。そのため、都市部において森林環境税等を活用して、一定面積の森林をレイアウトして計画的に造林する長期計画を作成し、森林の持つ環境緩和機能を最大限利用する施策を明記すべきではないか。	1	夏場の生活環境の劣化への対応については、「1 気候変動対策の推進」に記載しています。	B

NO	ページ	章	項目	意見・提案	意見数	県の考え方	反映状況
108	p39	第5章	6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全	<p>公害に加え香害についてもさらに普及啓発に取り組んで下さい。</p> <p>「香害」とは、柔軟仕上げ剤、消臭除菌スプレー、制汗剤、芳香剤、合成洗剤などの強い香りを伴う製品による健康被害のことで、本人がそれらを使用しなくても他者の使用により発症することが問題となっています。埼玉県は他の自治体に先がけ、「香りのエチケット」と題したポスターの作成や、消費者が選択するために柔軟仕上げ剤が家庭用品品質表示法の指定品目となるよう消費者庁に要望書を提出するなど、すでに積極的に取り組んでいただいています。</p> <p>この問題を広く県民に啓発するために、公共施設や公共交通機関などに作成したポスターの掲示や県民だよりで「香害」を記事にするなど、さらなる施策を要望します。</p> <p>また「香害」は化学物質過敏症(CS)発症の原因のひとつになっており、その症状はめまい、吐き気、急な脱力、のどの痛みや頭痛、腹痛、目が痛い、鼻水が止まらない、倦怠感、呼吸困難、また喘息やアトピー性皮膚炎などの悪化から不眠、うつ状態などその症状は人によって非常に多彩です。そして化学物質過敏症は病気の実態が周知されておらず、誤診や仮病とされることがあるとのこと。これらの発症は低年齢化しており、「香りのエチケット」の啓発とともに学校生活の中で早く気付くことが重要です。そのために教職員、養護教諭および学校医への研修の実施や情報提供を要望します。</p>	1	<p>香害や化学物質過敏症に関する普及啓発につきましては、関係部局と連携して取り組んでいきます。</p> <p>今回例示いただいた内容につきましては、関係部局と共有し、取組実施の際の参考とさせていただきます。</p>	C
109	p40	第5章	6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全	<p>建築解体現場のみならず、今後空き家のさらなる増加が予想されることを考えると、廃屋等の老朽化した石綿使用建材からの飛散、および阪神大震災や東日本大震災でも指摘されている災害時の飛散についても検討の必要があると考える。</p> <p>関連して、解体工事業者のみならず、不用品回収業者・清掃業者・内装業者・いわゆる「便利屋」等が石綿についての法制度をどこまで認知しているか、不明な部分があると理解している。また、個人により解体を実施する場合もあるようなので、石綿の有害性等についての啓発を「やさしい日本語」を含めて継続していく必要があると考える。</p>	1	<p>建築物解体現場も今後増加が予測されています。そこで、より石綿の飛散のリスクの高い建築物解体現場への対応に注力してまいります。また、災害時の対応については国及び県でマニュアルを定めており、これらに基づき災害時の石綿飛散防止に努めていきます。</p> <p>解体工事業者に対しては法令説明会を開催し、周知を行っています。また、それ以外についても、県HPにおいてパンフレット「私たちの生活と石綿（アスベスト）」を掲載するなど石綿の有害性について周知をしています。今後も御意見を参考に普及啓発に努めていきます。</p> <p>廃屋の石綿使用建材等の廃棄物の適正処理については、市町村とも連携して対応してまいります。</p>	C
110	p43	第5章	7 経済との好循環と環境科学・技術の振興	<p>「（3）今後の施策と主な取組」</p> <p>「（i）環境に配慮した事業活動の支援」◇企業等のSDGsの取組</p> <p>このなかで、埼玉県SDGsパートナー登録制度のみを掲げているが、埼玉県環境SDGs取組宣言企業制度も記載すべきである。</p>	1	<p>御意見のとおり、「埼玉県環境SDGs取組宣言企業制度」の記載を追加します。</p>	A
111	p44	第5章	7 経済との好循環と環境科学・技術の振興	<p>「（ii）環境情報の収集及び提供」◇自然史標本、生物多様性情報の収集及びデータベースの作成</p> <p>環境科学国際センターでの取組が記されているが、こうした機能はまさに生物多様性センターの中心的機能である。よって、例えば、「・幅広い情報提供を推進するなど、生物多様性センター機能を充実し、県民の生物多様性保全活動を支援します。」などと記載すべきである。</p>	1	<p>生物多様性センター機能の充実に関しては、「施策の方向4 生物多様性と生態系の保全」の取組「推進体制の整備」にセンター機能整備について記載しています。</p> <p>御意見は、推進体制の整備の際の参考とさせていただきます。</p>	C
112	p44	第5章	7 経済との好循環と環境科学・技術の振興	<p>田んぼが次々に潰されてコンクリートになっています。大雨が降った時は、コンクリートよりも、土や草木が役に立ちます。公共の安全のためにも、そういう部分がより多く残されるように、地主さんに援助をしてください。</p>	1	<p>田んぼが田んぼとして残されるためには農業の振興が必要ですが、農業の振興そのものは本計画の範囲を超えます。御意見は関係部局に申し伝えます。なお、環境に配慮した農業の振興や地産地消の推進については、環境の保全と創造につながるものとして、本計画に位置付けています。</p>	C
113	p44	第5章	7 経済との好循環と環境科学・技術の振興	<p>耕作放棄地などの耕作しなくなった土地の活用を考えてほしい。</p>	1	<p>耕作放棄地の活用は、地域環境の保全にもつながりますが、主として農業振興の点から対策がとられるべきものと考え、本計画には含んでおりません。御意見は関係部局に申し伝えます。なお、環境に配慮した農業の振興や地産地消の推進については、環境の保全と創造につながるものとして、本計画に位置付けています。</p>	C

NO	ページ	章	項目	意見・提案	意見数	県の考え方	反映状況
114	p46	第5章	8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり	<p>◇「埼玉版スーパー・シティプロジェクト」の推進による持続可能なまちづくり</p> <p>コンパクト・スマート・レジリエントの3つの要素を柱として、地域特性に応じた超少子高齢社会の諸課題に対応した持続可能なまちづくりを市町村と共に目指す「埼玉版スーパー・シティプロジェクト」に取り組みます。地域の特性に応じ、太陽光発電や熱などの多様な分散型エネルギーを活用し、IoTや新技術により地域における効率的なエネルギー利用を推進します。</p> <p>⇒上記取組に賛同いたします。埼玉版スーパー・シティプロジェクトの推進においては、コージェネレーションシステムを活用したエネルギーの面的利用をご検討頂きたく存じます。</p> <p>【理由】</p> <p>第6次エネルギー基本計画では、「熱電一体型の熱供給を行うための環境整備が進んだことを踏まえ、コージェネレーションや廃熱等のエネルギーの面的利用を推進する。これにより、地域の省エネルギーの実現に貢献するとともに、災害時のレジリエンス強化やエネルギーの地産地消等を後押しする」と明記されるなど、コージェネレーションシステムの役割が明確化されています。栃木県宇都宮市の清原工業団地では、複数企業の事業所（3企業7事業所）に対してコージェネレーションシステムを主体とするスマートエネルギーセンターと電力自営線及び熱導管からなるエネルギーネットワークを構築しています。これにより、単独事業所では実現困難な約20%の省エネと省CO2の効果と、大規模災害などによる長期停電時も電力と熱を供給継続できるエネルギー基盤の強靱化を実現しています。</p> <p>また、最新のICTを活用したエネルギーマネジメントシステムにより需要状況が異なる7つの事業所で使用する電気と熱の情報を集約し、需要変動に応じた最適運用を行うことでエネルギーの効率的な運用を促進しています。</p> <p>貴県においても、エネルギーの効率的利用による環境負荷低減・IoT活用によるエネルギー利用最適化・災害時におけるレジリエント性の向上を実現するため、スーパー・シティプロジェクトにおけるエネルギーの面的利用をご検討頂きたく存じます。</p>	1	コージェネレーションシステムなどの分散型電源はレジリエントなまちづくりに欠かすことができません。一方、まちづくりは地域の特性に応じて適切な電源利用を検討する必要があります。市町村のまちづくりの支援に当たっては、地域の実情に応じた分散型電源の確保に努めていきます。	C
115	p48	第5章	8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり	<p>(iii) 環境を守り育てる人づくり</p> <p>◇ボランティアや企業と連携した環境学習の支援</p> <p>県民の環境学習の機会の拡大を図るため、豊富な知識や経験があり学校や地域で環境学習を行う方を登録、紹介する「環境アドバイザー」制度、学校の環境学習を支援する企業を登録、紹介する「環境学習応援隊制度」を推進します。</p> <p>⇒上記取組に賛同します。環境学習活動の充実にあたっては、新型コロナウイルスの感染が拡大する状況においてもオンライン上で学習できるWEBサイト「おどろき！なるほど！ガスワールド」の活用をご提案いたします。つきましては、貴県のホームページにおいて当該サイトの掲載をお願いいたします。</p> <p>〈「おどろき！なるほど！ガスワールド」 (https://www.tokyo-gas.co.jp/kids/) 〉</p> <p>【理由】</p> <p>環境負荷の少ない持続可能な社会を構築する上では、県民が自主的・積極的に環境保全活動に取り組むとともに、様々な機会を通じて環境問題について学習することが重要です。特に、次世代を担う児童生徒への環境教育は必要不可欠であると考えます。</p> <p>東京ガス株式会社では、未来を担う児童生徒にエネルギーや環境の大切さを伝えたいという思いから、環境学習応援隊に登録して学校教育支援活動を行っています。エネルギーに携わる企業として、「出張授業」「先生向け研修会」「教材提供」などを通じて、次世代の人材育成に貢献したいと考えております。</p> <p>また、「おどろき！なるほど！ガスワールド」というWEBサイトを公開し、環境活動教育に役立つオンラインによる学習コンテンツを充実させております。こうしたサイトの活用を通じて、本施策へ貢献したいと考えております。</p> <p>なお、こうした企業が提供する学校教育支援活動を、能動的学習の機会「アクティブ・ラーニング」の選択肢のひとつとして、市町村にも情報提供をして頂きたく存じます。</p>	1	引き続き、ボランティアや企業と連携した環境学習の支援をしていきます。	B

NO	ページ	章	項目	意見・提案	意見数	県の考え方	反映状況
116	p48	第5章	8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり	<p>近年の環境問題をとらえ、SDGsとの関係もわかりやすく説明いただき、大変よくわかりました。大きな方向性は、支持いたします。</p> <p>しかし、大きなビジョンがあっても、実際、それをすすめていくのは一人ひとりの県民のアクションによるものになります。一人ひとりの環境を守る意識や行動を育てる視点が必要ではないでしょうか。「環境を守り育てる人づくり」とあり学校での学習推進や各種講座を計画いただいておりますが、もう少し裾野を広げていただきたいと思います。</p> <p>一例を申し上げますと、町内での農薬使用についてです。県が条例を出してくださっていても、町民で守っている者は一人もおりません。子供の通学路に「草があってはかわいそう」だからと除草剤をまきます。予告もなしに…。空気で体に取り込みます。化学物質過敏症を発症した方を知っています。また、おそらく多くのひとが、「合成洗剤の正しい使い方」も知らないでしょう。</p> <p>知識として除草剤が健康被害をもたらすものだと知っていれば、草を刈れば良いことです。メーカーは洗剤の使い方を表示しています。罰則を…ではありません。自分たちの健康、次世代の子供たちの体を守るために「知る」必要があります。「地域住民への啓蒙」と言えるかもしれません。</p> <p>広く県民が環境を守る意識を持てるよう導く政策をお願いします。</p>	1	<p>御意見を踏まえ、環境学習に関する取組を進めていきます。</p> <p>県民の環境に対する意識の向上のための具体的かつ効果的な手法につきましては、計画の実施段階の中で検討していきます。</p> <p>今回の御意見は、検討の際の参考とさせていただきます。</p>	C